



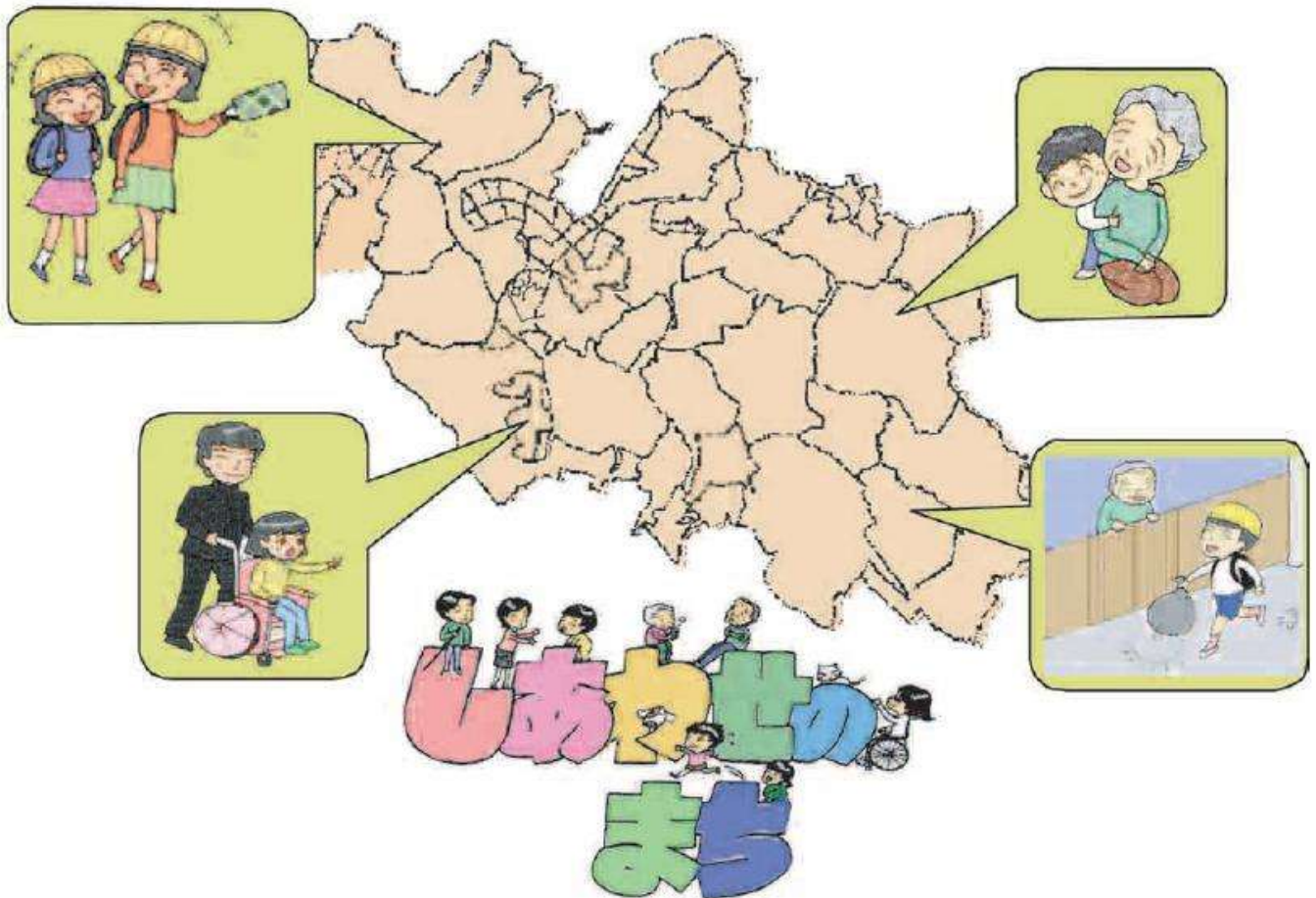
若葉区のシンボルマーク

第2期

若葉区地域福祉計画

「だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」
—あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して—

計画期間 平成23～26年度



平成23年3月

千葉市

ごあいさつ

区民一人ひとりの悩みや多様な生活課題を、公的な福祉サービスだけで解決することは難しく、これからは地域住民を中心とした、新たな「支えあい」「助けあい」による地域福祉の推進がもとめられております。

そのため、平成18年3月に、『だれもがいきいきと暮らせるしあわせのまち 若葉区』を基本目標とする「若葉区地域福祉計画」（計画期間平成18年度～22年度）を策定し、着実な計画の推進に努めてまいりました。この度、地域福祉のより一層の推進を図るため計画の見直しを行い、第1期計画の骨子を継承し、その成果と社会情勢の変化を反映した「第2期若葉区地域福祉計画」（計画期間平成23年度～26年度）を策定いたしました。

本計画は、前述の基本目標を柱として、『あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して』を標語に、5つの仕組み（基本方針）と具体的な取組みの内容（13の施策の方向性、25の課題解決に向けた提案）を掲げております。区民のだれもが、他人を思いやり、お互いを支えあう気持ちを持ち、安心して幸せな生活が送れるよう、地域住民、町内自治会、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉事業者などの皆様と連携・協働して地域福祉を推進していくこととしております。

区民の皆様におかれましては、これからも計画の推進に積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました区民の皆様、熱心なご審議をいただきました若葉区地域福祉計画推進協議会の委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

若 葉 区 長

地域福祉の芽を各地に育てていこう！

平成18年度にスタートした「若葉区地域福祉計画」は、平成22年度で第一期計画が終了いたします。この計画は、地区フォーラムをつくり多くの区民の力を結集したもので、これからの地域福祉のあり方を志向する素晴らしいものです。5年を経過して、今この動きはどのように結実しているのでしょうか。残念ながら先ずこの計画の中身が区民全体にうまく浸透していないという現実があります。

計画の進行に合わせて区地域福祉計画推進協議会（以下 区推進協）の委員は、先行事例の把握と地域へのアナウンスに力を注いで参りました。しかし計画の半ばを過ぎ、計画そのものが区民にあまり浸透していない現実を知ることとなりました。どうして区民の中に浸透していないのか、区推進協としても色々な角度から議論を重ね、その原因解明と対策に取り組んで参りました。

結論として、①この計画を推進する担い手は誰かということ各状況に応じ明確に示していなかった、②計画を実施し、評価し、さらに進めていく取組みが不十分であったことがこの結果を招いたと総括しました。

平成23年度にスタートする第二期計画では、当初の計画の骨子を変えず、共助を中心に、地域福祉活動をより身近なものとして考えていただけるよう先行事例を多く紹介させていただきました。今後、この動きが早く現実の形になるよう、前記反省を踏まえながら若葉区地域福祉計画をより推進するため、区推進協の役割は大きいと考えています。

若葉区地域福祉計画推進協議会
委員長 武 孝 夫

<目次>

第1章 第2期計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	区計画と市計画の関係	3
4	策定体制	3
	(1) これまでの経緯	
	(2) 「若葉区地域福祉計画推進協議会」の設置	
5	第1期計画について	5
	(1) 第1期計画の概要	
	(2) 第1期計画の実践傾向	
6	若葉区の状況の変化	5
7	第2期計画の概要	6
	(1) 見直しの概要	
	(2) 計画の重点項目	
	① 計画を浸透させるために	
	② 仕組み1・仕組み2に重点をおいた仕組み	
	③ 活動拠点・活動資金	
	(3) 市民説明会・パブリックコメントの実施	7
	(4) 計画期間	7

第2章 基本目標を達成するために

－ 5つの仕組みと具体的な取り組みの内容 －

基本目標	10
仕組み1：だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みを つくりましょう	12
仕組み2：あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの 仕組みをつくりましょう	26
仕組み3：備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みを つくりましょう	35
仕組み4：必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる 仕組みをつくりましょう	46
仕組み5：世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みを つくりましょう	51

第3章 計画の実現に向けて

ー はじめに ー	62
1 地域福祉計画の広報・PR	62
(1) 区民への直接的な広報	
(2) 情報の発信	
2 若葉区で主に取り組むテーマ	62
(1) だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みを つくりましょう	
(2) あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの 仕組みをつくりましょう	
3 担い手・コーディネーター	64
(1) 新たな担い手の創出	
(2) リーダー・コーディネーターの養成	
4 活動団体の連携	64
(1) 団体の枠を超えた連携	
(2) 地域福祉力の向上	
5 活動資金・活動拠点	65
(1) 地域で賄う活動資金	
(2) 既存施設の有効利用	

資料編

1 若葉区の現状	68
(1) 区の概況	68
(2) 人口	68
(3) 世帯数	69
(4) 活動団体の状況	70
① 町内自治会加入率	
② 社会福祉協議会地区部会加入率	
③ 老人クラブ加入率	
④ ボランティア登録数	
(5) 要介護認定者数	72
(6) 障害者手帳交付数	72
(7) 生活保護の状況	73
(8) 町丁別人口	74
2 若葉区内の主な福祉関連施設等一覧	76
3 委員名簿	84
4 若葉区地域福祉計画推進協議会議題一覧	89
5 若葉区地域福祉計画推進協議会設置要綱	91

第1章 第2期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化、人々の移動性・流動性の高まりにより、家族や地域社会の結びつきが弱まり、相互扶助機能が低下しています。

こうした中、公的な福祉サービスだけでは地域の多様な生活課題に対応できないことは明らかです。誰もが住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うするには、成熟した社会での地域の「新たな支えあい」（共助）の仕組みをつくることが求められています。

国は、このような現状を踏まえ、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域で支えあい助けあうまちづくりをすすめるために、社会福祉法の第107条において「市町村地域福祉計画」の策定を定めました。

千葉市では、「地域で暮らすすべての人」が互いに支えあい助けあう仕組みをつくることを目指し、平成18年3月に、第1期若葉区地域福祉計画「だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定しました。

第1期計画期間の終了にあたり、進捗状況と課題を明らかにし、環境の変化、社会情勢を踏まえて、第1期計画をさらに進展、充実させるため、第2期若葉区地域福祉計画を策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

なお、千葉市では、市域も広く、区によって住民の生活スタイルも異なることから、地域の実情を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計画を踏まえて、共通の基本的理念や施策の方向性を盛り込んだ「市地域福祉計画」を策定しました。

3 区計画と市計画の関係

区計画は、身近な地域で様々な生活課題に対する自助（できる範囲で区民自ら行うこと）、共助（地域社会が共同して行うこと）を中心とした地域住民の参加と活動の計画であり、今後、地域で取り組んでいくものを提案しています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、市民の行う地域活動（自助、共助）を側面から支援し、活動しやすい環境を整備するなどの公助（行政が行うこと）を中心とした計画です。

市計画では、各区の計画に盛り込まれた自助、共助を中心とした取組みを支援するため、全市的に実施すべき施策や基盤となる社会福祉資源などを整理しています。

4 策定体制

（1）これまでの経緯

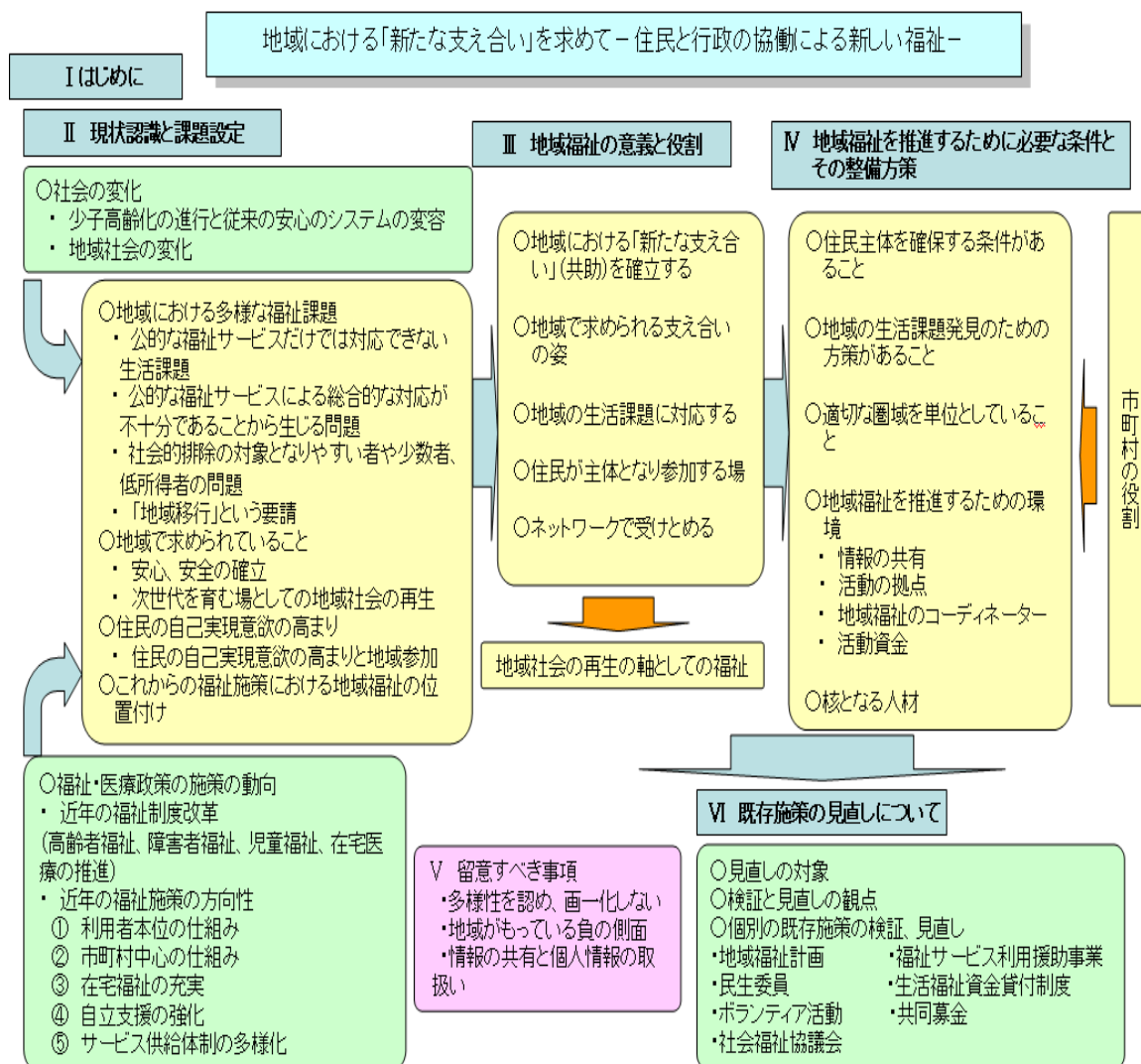
第1期「若葉区地域福祉計画（計画期間：平成18年度～22年度）」の策定にあたっては、若葉区を4つの区域に分け、それぞれに地区フォーラムを設置しました。そこで、身近な生活全般に関わる課題を出し合い、検討した解決策をもとに、4地区のフォーラムからの代表で構成した作業部会、4地区のフォーラムからの代表と学校関係者で構成した区策定委員会において、第1期計画を策定しました。

（2）「若葉区地域福祉計画推進協議会」の設置

平成18年度に、若葉区地域福祉計画の円滑な実施を図るため、若葉区地域福祉計画推進協議会（以下、区推進協という）を設置しました。委員構成は、地域住民、町内自治会、民生・児童委員、市社会福祉協議会地区部会（以下、社協地区部会という）、老人クラブ、NPO、社会福祉事業者等です。

同協議会では、平成18年度から3年間、若葉区内の地域福祉活動実践事例の紹介、パイロット事業・モデル事業などの先進事例の紹介、広報の発行等を行い、平成21年度から2年間、委員全員で計画に基づく取組みの成果を共有し、今後の課題と解決策、取組み方策についての意見交換を行い、第2期計画を策定しました。

会議の開催状況等については、資料編をご覧ください。



厚生労働省 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」より

5 第1期計画について

(1) 第1期計画の概要

第1期計画は、福祉の課題に限定せず、健康づくり、防災・防犯など生活に密接に関連する生活課題について、高齢者、障がい者、児童などの個別対象別で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉え直し、地域のつながりの中で解決するための方策を、5つの仕組み及びその具体的な取り組み（15の施策の方向性）として整理しています。

(2) 第1期計画の実践傾向

第1期計画で策定した取り組みについて、推進協議会委員からの情報提供やホームページでの情報収集により、実践傾向がわかりました。特に「施策の方向性1 近隣同士がふれあう機会をつくる」や「施策の方向性5 支えあうシステムをつくる」は多くの地域で実践されています。また「施策の方向性2 エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる」や「施策の方向性3 気軽に過ごせる場所をつくる」といった活動も多く見られました。

6 若葉区の状況の変化

若葉区の平成22年9月30日現在の人口は、151,424人であり、5年前と比較すると、1,647人増加しています。

年齢別人口を、5年前と比較すると、年少人口（14歳以下）で0.6%減、高齢者人口（65歳以上）で5.3%増と高齢化の進行が顕著となっています。特に高齢化率は24.2%と市内で最も高い状況です。

若葉区の世帯数は、平成22年9月末で、66,929世帯となっており、5年前と比較すると、約4千500世帯増加しております。



7 第2期計画の概要

(1) 見直しの概要

計画の見直しにあたり、区推進協で検討した結果、①計画がうまく地域に浸透していない、②計画を推進する担い手が不足している、③町内自治会・社協地区部会・民生委員児童委員協議会等との協働が必要である、④活動拠点や活動資金の創出が重要であるとの意見が出されました。そこで、多くの区民の参加を得て策定された第1期計画の骨子を変えず、社会情勢の変化などに対応した修正を行うこととしました。

第2期若葉区地域福祉計画では、計画の推進を図るため、「共助」を中心に優先して取り組むべき課題及び担い手を明らかにするとともに、課題とその解決策、区推進協の役割について明記しています。

また、活動内容がイメージしやすいよう、具体的な方策や先進地域の活動事例を多く掲載しています。そして、バリアフリーの推進など、公助で行うべき取り組みについては市計画で取り組むこととしました。

(2) 計画の重点項目

① 計画を浸透させるために

地域住民の方々に計画を知っていただくため、町内自治会や社協地区部会などへの啓発活動を展開します。また町内自治会の連合組織である区町内自治会連絡協議会や地区町内自治会連絡協議会との関係強化を図ります。

② 仕組み1・仕組み2に重点をおいた取り組み

計画は5つの仕組みから成り立っています。そのうち、仕組み1、2に重点をおき、地域の実情に合わせた助けあい支えあい等の福祉の取り組みを実践していきます。

そのため、福祉活動推進員を増員し、各町内自治会で1名以上の配置を目指します。また、各町内自治会独自のコミュニティ委員（町内自治会の地域福祉コーディネーター）の配置を支援します。区推進協は社協区事務所と協力し、福祉活動推進員・コミュニティ委員の活動をサポートします。

③ 活動拠点・活動資金

仕組み1・仕組み2を展開していくためには、活動拠点として自治会館、公的施設や空き店舗等の利用が考えられます。特に仕組み1のサロンのような誰もが利用できる居場所づくりには、安価または無料で借りられるような仕組みづくりが必要です。そのために、関係する活動団体の主催する行事・催しへの相互の乗り入れ・協賛等の方法も考えていきます。また地域福祉活動を幅広く展開していくための活動資金として、社協地区部会の会員募集活動の促進等を図っていきます。

(3) 市民説明会・パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、市民説明会、パブリックコメントを実施し、市民の意見を幅広く聴き、計画に反映しました。

(4) 計画期間

計画の期間は、平成23年度から26年度までの4年間とします。



第2章 基本目標を達成するために

基本目標

だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区
—あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して—

5つの仕組み
(基本テーマ)

☆ 具体的な取り組み内容

13の施策の方向性
(具体的取り組み)

25の課題解決に向けた提案

仕組み1

だれもが顔見知り、
交流とふれあいの
仕組みをつくりま
しょう

1 近隣同士がふれあう機会をつくる

- (1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
- (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施

2 エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる

- (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
- (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

3 気軽に過ごせる場所をつくる

- (5) 気軽に過ごせる拠点(ふれあいハウス・サロン・センター)の創出
- (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

仕組み2

あなたもわたしも地
域の一員、身近な支
えあいの仕組みをつ
くりましょう

4 身近なところから支えあいの機運を高める

- (7) 仕組みづくりの啓発活動(助けあいシステムへのとっかかり施策として)
- (8) 活動の中核となれる人材の発掘
- (9) 「わたしたちのまちの福祉を考える会」(仮称)の設置

5 支えあうシステムをつくる

- (10) 助けあい支えあいシステム
- (11) 地域でできる介護予防

仕組み3

備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

6 防犯・防災意識を高め実践する

- (12) 防犯・防災意識の啓発活動
- (13) 防犯・防災巡回の実施

7 要支援者を見守る

- (14) 要支援者の把握
- (15) 要支援者を見守る体制の整備
- (16) 民生委員・児童委員の活動支援

8 緊急時の支援システムをつくる

- (17) 緊急時避難誘導システムの構築

仕組み4

必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

9 身近に情報が得られ相談できる

- (18) 地域福祉に関する情報のホームページ開設
- (19) 地域版「よろず相談窓口」の構築
- (20) 身近な場所に出張相談

仕組み5

世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう

10 家庭や地域で福祉のこころを育む

- (21) 福祉のこころを育む活動の推進

11 こころのバリアフリーの推進

- (22) 誰にでもやさしい地域づくり

12 人材を発掘し活用する

- (23) わかばボランティアクラブの発足
- (24) ふれあいショップの創設

13 福祉を学び実践する

- (25) 地域での福祉教室の開催と活動支援

<仕組み1>

だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

- 要旨　　まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい・交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

☆施策の方向性1　近隣同士がふれあう機会をつくる

【現状と課題】

近年の急速な少子高齢化や核家族化は、ますます地域住民の交流の希薄化をもたらしています。高齢者、子ども、障がい者の区別なく、誰もが安心して自立した生活が送れるように、みんなが参加でき、ふれあえる機会をつくることが求められています。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、家族だけで解決するには負担が大きいとき、些細な不安や悩みを打ち明けたいときもあります。その人らしい生活に配慮して、普段から身近に手助けのできる顔なじみの関係をつくっていくことが必要です。

【課題解決に向けた提案】

(1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進

- ◆主な対象者　　すべての地域住民
- ◆主な担い手　　自分自身、家庭、ボランティア、町内自治会、社協地区部会、小中学校など
- ◆内容
 - 家庭や近所での日常的なあいさつが励行できるよう努めます。
 - ポスターやステッカーづくりなどであいさつ運動の啓発に取り組みます。
 - 生活マップづくり（ゴミ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリーマップなど）やその配布を通して交流を深めます。
 - 誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らできる手助けをすることで、相互の信頼やきずなが深まるようなまちがつくられるよう努めます。

福祉活動推進員

社協地区部会活動を推進するため、社協地区部会長からの推薦により市社協会長が委嘱しています。委嘱期間は3年間です。

地域に助けあいの輪を広げ、温かいまちづくりを実現していく福祉リーダーです。具体的には、社協地区部会の事務局やコーディネーターとして活躍しています。

★具体的な方策

- ・町内自治会ではゴミ捨てる時に、近隣住民、登下校途中の子どもたちと挨拶を交わすよう、呼びかけます。
- ・町内自治会ではお茶会、お楽しみ会、敬老会を開催し、お互いの交流を図ります。
- ・町内自治会・社協地区部会でラジオ体操、グラウンドゴルフ等を開催し、より広い地域での交流と親睦を図ります。

◆実践例

- 各町内自治会、PTA等による夜回り、セーフティウォッチャー等の実施
- 大宮台自治会「大宮台団地見守りネットワーク」
小中学生やボランティア、事業者による高齢者の見守りネットワーク
- 千城台東町自治会「ラジオ体操」
- 加曽利町エリアの児童の安全確保パトロール



千城台東町自治会のラジオ体操

千城台東町自治会では、健康管理と同時にコミュニケーションの輪を広げるラジオ体操を行っています。毎朝、顔と顔を合わせることで、お互いに関心と思いやりの心を持ち、人とのつながりを広げることを目的としています。

- ◎会場 御成公園、第2・第3・第4・第9公園、東公園の6会場
- ◎活動日 年間を通して活動（雨天時お休み）
- ◎内容 毎朝6時半または7時より、約10分間のラジオ体操を行う
（開始時間は各会場の参加者との相談により決定）
- ◎参加人数 毎日、各会場平均10～20名が参加

活動の成果として、健康維持だけでなく、参加者の間で親睦が深まり、孤独死の防止にもつながっています。また、ラジオ体操で生まれた人の輪は、花いっぱい運動や公園清掃などの他の活動にもつながっています。



【課題解決に向けた提案】

(2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施

- ◆主な対象者 すべての地域住民
- ◆主な担い手 ボランティア、主任児童委員、NPO、町内自治会、社協
地区部会、PTA・保護者会、小中学校など
- ◆内容
 - 小学校区を中心として、地域で子どもたちを見守り育てる活動を展開し、その中で住民の交流を図ります。例えば、小学校の行事を地域のお祭りのようなイベントにして、住民の参加、協力の場にします。

- 子どもたちの居場所として、放課後子ども教室事業（わくわくキャンパスなど）という取組みが小学校で行われています。例えば、このスタッフとして、シニアボランティアや地域住民が、昔遊びの指導や遊び相手、話し相手として参加し、交流を図ります。

このような活動を通じて、子どもたちの放課後の安全な居場所や見守りの体制をつくり、地域と学校との連携をより深めます。

- 青少年育成委員会、町内自治会、社会体育振興会、小中学校などと協力して、地域の老人クラブや町内自治会、社会体育振興会等の行事（運動会、グラウンドゴルフなど）に、子どもたちも参加できる機会をつくるなど、だれもが参加できる地域交流行事の創出を検討します。

◆実践例

- 地域住民によるセーフティウォッチャー等の見守り活動の実施
- 貝塚地区部会「貝塚地区ふれあい芋煮会事業」「お話し会」
- 白井地区部会「小学生・中学生と地域の高齢者のふれあい事業」
- 更科地区部会「親子で凧作り・凧揚げふれあい事業」
- 若松地区部会「地域・親子ふれあい活動」
- 若松地区部会「新春3世代フォーラム2007 in 桜木」
- 御成台、千城台西・北地区部会「みんなでミニ科学」、「バス旅行」、「グラウンドゴルフ大会」、「わくわくキャンパス」、「子ども教室」、「小学生ミニハイキング」、「高齢者と子どもたちとのふれあい給食会（2校）」
- 千城台東南・金親地区部会小学生対象「なかよし教室」、「土曜ひろば」
- 大宮地区部会「子どもの集い」
- 社協5地区部会（小倉、都賀、大宮、加曽利、若松） 「子育てサロン」
- 桜木町長寿会と子ども会の交流
- 白井地区社会体育振興会・青少年育成委員会「歩け歩け大会」
- 白井地区社会体育振興会「サマーキャンプ」
- 白井地区社会体育振興会等「しらい町民フェスティバル」
- 放課後子ども教室（各小学校）
- みつわ台こども支援センター



貝塚地区部会「貝塚地区ふれあい芋煮会事業」

貝塚エリアは地域が縦に長く、最近では盆踊りなどの地域行事も少なくなってきた、地域住民のふれあいがうすれています。

そこで平成 18 年度から貝塚自治会館や荒屋敷貝塚広場を中心に、年に 1 回「ふれあい芋煮会」と称し、子どもから高齢者まで一緒に参加できる世代間交流事業を始めました。

広場では、昔遊びや輪投げ、凧揚げを通じて子ども達と大人と一緒に楽しみ、また会館内では、「健康講座」と題して毎回保健福祉分野の講演会を実施し、主に高齢者に喜んでもらっています。最後には芋煮を囲んで世代間交流を広げています。

今後、町内会同士が連携するきっかけとしても期待できます。

更科地区部会「親子で凧作り・凧揚げふれあい事業」

更科地区の青少年健全育成のため、伝統的な凧作りと凧揚げを通じ、遊び方や手作りの楽しさを子ども達に体感してもらうとともに、子どもと高齢者のふれあいの場として、平成 18 年度から始まりました。

民生委員が中心となり和凧作りを子ども達と一緒に作り、自分たちが作った凧を親子で揚げ、お昼には甘酒と豚汁等を食べながら地域内での交流を深めています。

毎年、会場の下田町自治会館前で、多くの一般の参加者も交えて行っています。



【現状と課題】

高齢者、障がい者、子どもなど誰もが、地域で共に暮らすことが当たり前となるように、子どもの頃からの交流が大切です。しかし、どのように接して良いかわからないと思っている人も多くいます。共にふれあう機会をつくり、相手を理解する努力を示していくことが重要です。

また、地域から孤立しているひとり暮らしや子育て中の人、判断能力が不十分なため問題を解決できない状態にある人にも働きかけ、ふれあう機会をつくることも大切です。

【課題解決に向けた提案】

(3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出

- ◆主な対象者 すべての地域住民
- ◆主な担い手 花いっぱい運動参加者・団体、趣味のサークル、子ども会、老人クラブ、町内自治会（清掃・防犯活動）など
- ◆内容
 - 公園の美化活動を、住民の交流の足がかりにします。
 - 地域の公園を地域住民の見守りと世代を超えた交流の場にします。
例えば、公園を親子、小学生の遊び場としてだけでなく、地域住民が美化作業（ボランティア）に積極的に参加し、世代を超えて気軽に声かけられる場として役立て、身近な助けあいへとつなげていきます。
 - 子ども会の運営に、地域住民（地域の高齢者や子ども会に子どもが属していない人等）が協力することで、地域の子どもの交流が図れます。
 - 公民館、コミュニティセンターなど、地域の中で自主的に行われているサークルや集まり、スポーツ広場などで行われているグラウンドゴルフなどへ、世代やハンデ（活動や参加への制約）を超えて積極的に参加する機会を増やします。
- ◆実践例
 - 坂月地区部会「坂月小花とこころの通う路づくり事業」
 - 白井地区部会「地域交流～白井小ふれあい活動～」
 - 加曽利地区部会「福祉ボランティア活動と福祉相談ネットワークづくり」
 - 社協2地区部会（桜木、大宮）「グラウンドゴルフ大会」
(高齢者・小中学生対象)

- 小倉地区部会 「カトリア会」
 (ひとり暮らし高齢者と小学生との交流会)
 「伝承遊び」(小倉小の1年生を対象)
- 千城台東南・金親地区部会「いきいきサロン南町」「南小たてわり活動」
- 御成台、千城台西・北地区部会「敬老会」
 (千城台西中の生徒と高齢者との交流)
- 大宮小の5・6年生と地域の同好会の方との菊作りを通じた交流
- 坂月小の児童と地域の方との茶つき、環境保護活動を通じた交流
- 桜木小地区町内自治会連合会傘下の町内自治会
 「グラウンドゴルフを介して町内自治会の枠を超えたコミュニケーションづくり」
- ほおじろ台自治会「同好会活動の活性化」
- 若葉区老人クラブ連合会の活動(仲間づくり、地域づくりの活動等)
- 若松地区部会「若竹保育園児と若松高等学校の生徒との異世代交流体験」
- 桜木町長寿会「地域基幹公園の美化活動」

坂月地区部会「坂月小花とこころの通う路づくり事業」

坂月地区は小学校の児童数が非常に少なくなってきていますが、坂月周辺の土地や自然を大切にしたい教育に力を入れています。

その考えの一環として、坂月小の児童と地域住民、中学生ボランティアが一緒になり、小学校前から通学路沿いに花の苗を植えていく活動をしています。

準備段階より青少年育成委員会の協力をいただき、学校側と連携し、地域全体で交流を深めながら、恒例行事として継続されているボランティア活動です。



【課題解決に向けた提案】

(4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 福祉施設、ボランティア、町内自治会、社協地区部会、子ども会、小中学校など
- ◆内容
 - 地域の中にある子育て支援、高齢者、障がい者などのための福祉施設等に、地域住民が関心を向け、ボランティア活動を行っていきます。
 - 福祉施設等も積極的な地域交流を図るため、施設の開放や専門職員の派遣、ノウハウの提供など、地域の福祉向上に寄与していくよう努めます。

★具体的な方策

- ・地域の福祉施設は、美化活動など町内自治会活動に協力します。
- ・社協地区部会では、ボランティア活動として地域の福祉施設を訪問し、一方でイベント等にも招待します。
- ・社協区事務所は、地域のボランティアを育成し、福祉施設等へ繋げます。

◆実践例

- シャローム若葉「地域ふれあい交流活動」
- 加曽利地区部会「寿クラブでのミニイベント活動、秀眉園での絵手紙教室、千城台クリニック健康講話集会」
- 桜木町長寿会「友愛訪問等」



加曽利地区部会「寿クラブでのミニイベント活動、秀眉園での絵手紙教室」

社協加曽利地区部会では、加曽利地区内の福祉施設と連携し、地域交流の活性化を図っています。加曽利町内にある介護老人施設の秀眉園には毎月1回ボランティアが訪問し、絵手紙教室やハーモニカ演奏会を開催し、毎回20名くらいの参加者があります。

また寿クラブでは、近隣の地域住民の中からの技能・演芸の芸達者による出張イベントを毎月実施しています。出席者は40名以上になり毎年増加しています。

さらに桜が丘晴山苑では「そば打ち」や「餅つき」を通じて交流を図っています。同苑とは「地域助けあい組織」を地区部会と協働で構築する予定もあり、今後の地域と福祉施設との交流による福祉向上に努めています。



☆施策の方向性3 気軽に過ごせる場所をつくる

【現状と課題】

自分ができることでお手伝いをしたいと思っても、また、手助けがほしいときも、地域の人と顔見知りでなければ気軽にお願いできません。

そんなとき、地域にある施設、空き店舗、個人宅などを利用して誰もが気軽に利用できる拠点ができれば、交流が広がっていくのではないのでしょうか。

【課題解決に向けた提案】

(5) 気軽に過ごせる拠点（ふれあいハウス・サロン・センター）の創出

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 ボランティア、NPO、町内自治会、民生委員・児童委員、社協（区事務所、地区部会）、福祉関係施設・事業者、千葉市など
- ◆内容
 - 「・・・町内自治会ふれあいハウス」
 - ・住民が気軽に立ち寄れる範囲で、おしゃべりやお茶を飲めるようなふれあいハウスの運営を広めるとともに、新たなハウスづくりに取り組むノウハウの提供などを、ボランティア活動で支援します。
 - 「・・・小学校地区ふれあいサロン」
 - ・小学校区を単位として、いつでも人と情報が行きかう交流のためのサロンづくりを行います。
 - ・自治会館、空き教室、空き店舗、福祉施設などを拠点として、気軽なおしゃべりの機会の提供をはじめ、カルチャー企画、お楽しみ企画、ふれあいショップの運営（不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など）などを行います。
 - ・運営に当たっては、地域のボランティア（コミュニティ委員）、福祉活動推進員等の協力と社協区事務所や千葉市の支援が求められます。
 - 「・・・中学校地区ふれあいセンター」
 - ・中学校区単位で、人の立ち寄りやすさを主眼におき、公民館、商店街の空き店舗、コミュニティセンター、福祉施設等を拠点として、ふれあいショップの運営（不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など）、保健福祉センターと連携しての健康相談、社協区事務所などと連携しての講座や講習などを行います。

- ・身近な市民活動や区内、市内のボランティア、福祉活動等の情報を集約し、必要な情報を提供します。地元の商店街や企業と協力し地域福祉活動の情報拠点とします。

○「若葉区ボランティアセンター（若葉保健福祉センター内）」

ーボランティア活動、市民活動の拠点としての2つの機能ー

- ・情報収集と発信の拠点として、区内の福祉活動の情報が集まる場に（例えば、施設、介護グループ、市民活動グループなどの情報を集約、必要な情報が得られるようデータベース化）します。
- ・区民のボランティア活動の拠点施設として、日曜日の開設や平日の開設時間延長等、その施設機能をさらに充実する必要があります。

○ボランティアクラブを発足

- ・ボランティア活動、地域福祉活動の拠点として、子どもから高齢者まで自分にできることを持って参加します。
- ・自分のために、人のために、まちのために何かしたい人が集い、一方で手助けをしてほしい人が申し出て、身近な問題や困りごとを身近なところで解決していく仕組みをつくります。また運営委員会や連絡会単位のグループ活動とすれば、より身近な助けあいの仕組みがつくれます。

★具体的な方策

- ・町内自治会館などは、住民が歩いていける範囲にある拠点として、サロン活動のような居場所づくりの際には、安価もしくは無料で貸し出しできるような仕組みが必要です。
- ・福祉施設等では、使用していない時間帯を地域住民の気楽に過ごせる場として提供する取組みが必要です。
- ・余裕教室や空き店舗、空き家を利用することも検討する必要があります。

「いきいきサロン」

自治会館や公共の施設、学校の余裕教室等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを進める活動です。

地区部会が主催しているサロンは、千葉市内に約220箇所、概ね月1～2回、1回2時間程度開かれています。

◆実践例

- 若松台ふれあい広場「おしゃべり会」
- 小倉地区部会「いきいきサロン」
- 御成台、千城台西・北地区部会「いきいきサロン」、「うたごえサロン」
- 千城台東南・金親地区部会「いきいきサロン（サロン東町、憩、南町）」
- 都賀の台自治会「文化活動振興会による活動（体験教室、同好会）」
- 大宮いきいきセンター利用者と大宮小児童との交流
- ほおじろ台自治会「同好会活動の活性化」

千城台東南・金親地区部会「いきいきサロン（サロン東町、憩、南町）」

社協千城台東南・金親地区部会では、平成13年度から高齢者同士の交流のために地域内の自治会館などを利用し、ふれあい・いきいきサロンを開設しています。会場は東町自治会館と千葉若葉キリスト教会、そして千城台南小学校の余裕教室の3箇所です。

東町自治会館では、毎月第2火曜日として、年11回開催しています。参加者は平均15名です。福祉について学んでいる植草学園大学の学生も加わったサロン活動も展開しています。

千葉若葉キリスト教会では、毎月第1・第3火曜日として、年19回開催しています。参加者は平均15名です。

最後に千城台南小学校の余裕教室を会場とするサロンでは、毎月第2木曜日として、年9回開催しています。毎回小学校4年生の約20名の訪問があり、にぎやかに交流しています。また年3回、小学生と一緒に給食を食べるという給食会も実施しています。



【課題解決に向けた提案】

(6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

◆主な対象者 すべての地域住民

◆主な担い手 ボランティア、福祉施設、当事者団体、NPO、千葉市など

◆内容

○閉じこもりがちになりやすい、また行動や参加に制限のある方同士、あるいはその家族が気軽におしゃべりしたり、同じ悩みを分かち合ったり、リフレッシュしたり、また制度や仕組みに対する要望や意見をまとめることのできるというような交流の場が必要です。

○これらの活動を支えるボランティアへの支援を行う必要があります。

○他のグループとの交流を促進するとともに、当事者自らも積極的に参加するよう努めます。

自助グループ

同様な問題を抱える個人や家族が、当事者同士で自発的に集う、相互支援・相互扶助グループです。

体験の共有や分かち合いを通じて、自分の抱える問題や悩みを直視できるようになること等を目的としています。

◆実践例

○千葉障がい者バトミントン連盟

○千城台東南・金親地区部会

「家族介護者のつどい、障がい者グループ「ひまわりの会」活動への支援」

○小倉地区部会「地域の障がい者とのバス旅行、吹奏楽演奏会」

○大宮地区部会「高齢者会食懇親会」

○若葉区精神障がい者家族のつどい



若葉区精神障がい者家族のつどい

家族会立ち上げの要望を受け、精神障がい者の家族同士の情報交換を図ることを目的として平成20年8月より実施されている市の事業です。若葉区在住の精神障がい者の家族を対象に毎月第2木曜日に開催されています。

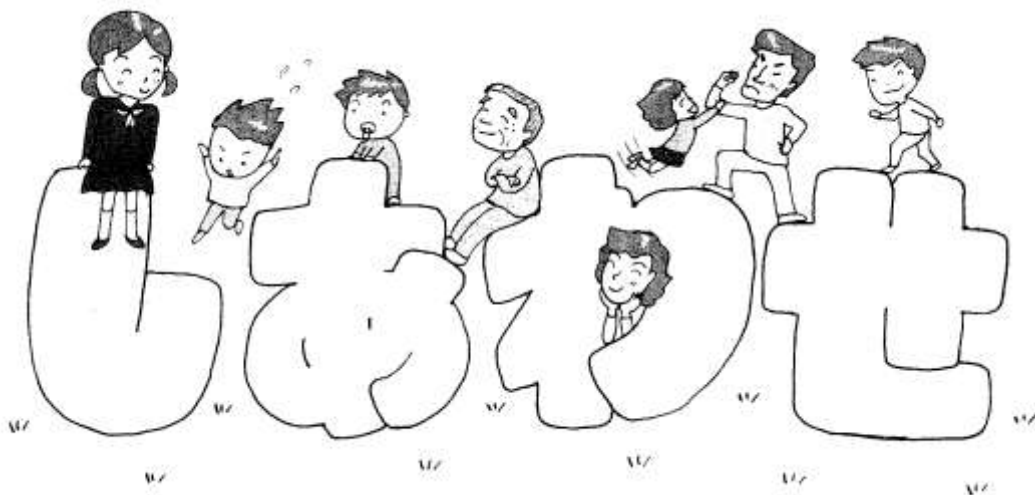
<開催内容例>

第1部 講演会等

- ・地域活動支援センターについて 講師：どんぐり工房施設長
- ・精神科疾患の治療法について 講師：こころの健康センター医師

第2部 家族同士の話し合い

参加者の中から家族会の設立に賛同する人が集まり、平成21年3月には、若葉区精神障がい者家族会が発足し、相談・研修等を行っています。現在会員が14名と少ないため、会員の掘り起こしにも重点を置いた活動にしようとしています。



<仕組み2>

あなたも私も地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

- 要旨 地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助けあう、支えあう仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

☆施策の方向性4 身近なところから支えあいの機運を高める

【現状と課題】

町内自治会など身近な小地域単位での助けあいのシステムをつくりあげるのは思うほど容易ではありません。「隣は何をする人ぞ」と言われるほど、近隣関係が希薄になっているからです。

このような中で、自分たちの手で地域の抱える生活課題を解決していこうという共通認識を醸成していくのは、非常に難しいという現実を直視せざるを得ません。

区内には、地域福祉の推進力となる人材がいるにもかかわらず、具体的にどのような動きをして地域の人々の力になったらいいのか、始まりの段階できっかけがつかめず戸惑っている方もいます。

ここに提案する取組みは、身近な助けあいのシステムをつくるための手がかかり、きっかけづくりとなるものです。

【課題解決に向けた提案】

(7) 仕組みづくりの啓発活動（助けあいシステムへのとっかかり施策として）

- ◆主な対象者 すべての地域住民
- ◆主な担い手 町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）、千葉市など
- ◆内容
 - 主に市社協や行政による地域福祉の啓発活動を展開しながら、一人ひとりの身近な助けあいへの関心や意識を高めていきます。
 - ・チラシや市政だよりなどによる地域福祉に関する広報
 - ・千葉市政出前講座や市社協等での講習会、勉強会（先進地域の助けあい事例紹介等も含む。）
 - ・町内自治会等での地域福祉に関する話し合い

千葉市政出前講座

市民の皆さんに、「千葉市政出前講座テーマ集（H22年度：162テーマ）」の中からご希望のテーマを選んで申込みをしていただくと、市の職員が市民の皆さんの集会、会合などに出向いて、市の施策や制度・事業についてご説明いたします。テーマに関する質疑応答や意見交換を通して、市民の皆さんに市政への理解を深めていただくとともに、参加と協働のまちづくりを推進するものです。

「千葉市政出前講座テーマ集」は、市役所、各区役所・コミュニティセンター・市図書館や、千葉市ホームページでご覧になれます。

《ホームページ》

千葉市政出前講座

検索

【URL】<http://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/shiminjichisuishin/kocho/demaekoza/index.html>

【課題解決に向けた提案】

(8) 活動の中核となれる人材の発掘

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）、千葉市など
- ◆内容
 - 区内に居住する各種の福祉関係の専門職やことぶき大学校などの生涯大学の修了者、ボランティア経験者などから希望者を募り登録（人材バンク）します。
 - 特に定年退職者などは、有力なサポーターとして今後期待されます。
- ★具体的な方策
 - ・ リタイア後の高齢者など潜在的な人材を発掘し、支えあい助けあいのためのボランティアとして育成していきます。
 - ・ 各町内自治会に福祉活動推進員を配置し、地域福祉推進の重要な担い手とします。

◆実践例

- 千城台東南・金親地区部会（ボランティアグループ）
- 加曽利地区部会（ボランティアグループ）
- 大宮地区部会（ボランティアグループ）
- いずみ台ローズタウン自治会（ボランティアグループ）
- 小倉台地区住民（ボランティアグループ）

千城台東南・金親地区部会（ボランティアグループ）

社協千城台東南・金親地区部会では、「たんぼぼ会」と「だだちやの会」というボランティアグループを作っています。「たんぼぼ会」は、平成6年に誕生し、主に女性で構成され、現在は23名のボランティアが在籍しています。高齢者世帯や障がい者、一般のご家庭へのボランティア活動をしており、主な活動は、病院への付添い介助や買物、ゴミ出しなどです。また民生委員が高齢者宅等を訪問する際にたんぼぼ会の広報活動をし、利用対象者の声を集めています。

「だだちやの会」は、「たんぼぼ会」を補完する活動として、主に男性で構成されており、現在は13名のボランティアが在籍しています。主な活動は「たんぼぼ会」では対応できない植木の刈り込みや草取り、庭及びベランダの片付けなどです。

【課題解決に向けた提案】

(9)「わたしたちのまちの福祉を考える会」（仮称）の設置

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 町内自治会、市社協（区事務所、地区部会）など
- ◆内容
 - 例えば、町内自治会内の福祉課題に問題意識をもって、話し合う仲間づくりを推進します。町内自治会での福祉活動の一環として取り組む場合は、総会等で協議する必要があります。
 - 地域福祉を実践している先進事例の勉強会、見学会などを開催します。
 - 住民の福祉ニーズを把握し、私たちのまちに見合った相互支援システムをつくります。

※コミュニティワーク

イギリスで1960年代後半以降、確立してきたソーシャルワークの方法論で地域援助技術と訳されます。住民一人ひとり及び地域そのものを対象に、住民参加のもと、プロセスを重視して計画的に行う地域援助のことをいいます。

※コミュニティケア

従来、病院・施設ケアが中心でしたが、今日では訪問介護等の様々なサービスを利用することにより住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることが望ましいとされています。コミュニティケアは、地域社会での統合された援助と個人の尊厳とが結び付いた概念といえます。

☆施策の方向性5 支えあうシステムをつくる

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化と個人の尊重、都市化等の社会構造の変化は、地域住民の交流・近隣関係の希薄化を招きました。

今、地域にはひとり暮らし、あるいは家族がいても様々な事情で支えにならず、孤立していたり、判断能力が不十分のため、自ら問題解決に向かうことができない状態にある人たちがいます。

このような状況下、私たちは地域ぐるみで手をつなぎ、赤ちゃんから高齢者、障がい者まで、世代やハンデを超え相互に支援する仕組みによって、コミュニティの再構築を図る必要に迫られています。

【課題解決に向けた提案】

(10) 助けあい支えあいシステム

- ◆主な対象者 高齢者、障がい者、児童等、支援を必要とする人
- ◆主な担い手 町内自治会、社協地区部会、NPOなどの各種団体

◆内容

○現在、若葉区内の一部で実施している組織を参考にしながら、下記のような日常生活全般の助けあい支えあいシステムをつくります。

〔 買い物、外出、通院、庭の手入れ、ちょっとした大工仕事、ゴミ出し、食事、洗濯や掃除、話し相手、よろず困りごと相談、安否の確認、ペットの世話、パソコン指導、公共機関などへの手続き、子守り、通学見守り、留守番、趣味やスポーツの相手、手話、介護予防教室 〕

○初期の段階では、担い手となる町内自治会をはじめ各種団体での啓発、勉強会、ニーズの把握などに努め、共通認識の醸成を図ります。

○先行事例の学習会や、相互支援組織の立ち上げ（支援者・利用者の募集、規程の整備など）を行い、試行実施をします。

○いくつかの先進モデル地区を設定し、実践活動を開始します。

○日常生活全般を支援するNPOやボランティア組織を育成します。

★具体的な方策

- ・ 社協地区部会や町内自治会では、買物や外出等の手助け、簡単な家事援助のシステムを作ります。その際、社協地区部会や町内自治会では自治会館等を利用してのコーディネート業務も必要になります。
- ・ 社協地区部会や町内自治会では、近隣の福祉施設等と協力しコーディネーター業務だけを委託し、実際のボランティア活動は地域住民が担うことも考えられます。
- ・ 利用料については事業の継続性を見地から検討していく必要があります。

◆実践例

○たすけあいグループ「てくてく」

○ボランティア団体「わかば・く・ら・び」

○貝塚北部自治会「福祉を考える会」

○千城台東南・金親地区部会

「ボランティアグループ（たんぽぽ会）、（だだちやの会）」

○いずみ台ローズタウン自治会「よろず相談事業」

○大宮台自治会

「高齢者を対象とした見守り体制・ゴミ出しボランティア活動の拡充」

○小倉地区住民有志ボランティアグループの活動

「朝のゴミ出し、病院への送迎」

○千城台東町自治会「おたすけ会」

○桜木町内会「福祉を考える会（愛称：安心ネット）」



大宮台自治会

「高齢者を対象とした見守り体制・ゴミ出しボランティア活動の拡充」

大宮台自治会では、地域内の65歳以上の高齢者人口が40%を超えている現状等に対応するため、高齢者の見守り活動や、ゴミ出しボランティア活動を推進することを目的として、地域住民同士による支えあい助けあいの日常生活支援事業を行っています。

- 実施主体 大宮台自治会「環境整備防犯対策委員会（20名程度）」
- 事業内容
 - ・排水管の詰まり除去、重量物（タンス・粗大ごみ等）の移動・運搬、室内電気傘の取付作業、台所の清掃、庭（木）の手入れ等
 - ・緊急時連絡先を記載する「あんしんカード」の登録。名簿作成とともに地図に印をつけ、緊急事態に対応している。
 - ・小中学生によるゴミ出し、廃品回収持ち出しボランティア活動。小中学生の奉仕活動により、高齢者の負担を軽減する。
- 利用料金 無料
- 利用方法 電話申し込み
 - ※チラシ刷りや「大宮台自治会ニュース（月1回発行）」、「大宮台（2月に1回発行）」等の広報紙により、広く住民に呼びかけています。
- 活動実績 平成20年度：12件（平成20年12月～平成21年3月）



桜木町内会「福祉を考える会（愛称：安心ネット）」

高齢者の笑顔を見る！高齢者が明るく健やかに暮らせる街をつくる！ことを目的として、平成22年の2月よりスタートした支援事業です。現在、利用会員（支援希望者）25名、支援会員（支援する者）33名で運営されています。支援活動の内容は住民アンケートから選出された上位7項目を対象としています。

- ◎活動内容例
- ・安否確認の声かけ、世間話の話し相手
 - ・草取り、枯れ木おこし
 - ・朝のゴミ出し

◎利用料金

- ・1回1時間まで500円（ゴミ出しについては1回50円）

◎日時

- ・平日の午前9時から午後5時まで（祝日・休日は応相談）

活動を通して高齢者の横のつながりができ、互助の輪が広がっています。今後、利用者の実情に合わせて活動内容の範囲を拡大していく予定です。利用を希望される方は、町内会館内にある運営事務局までご連絡ください。



【課題解決に向けた提案】

(1) 地域でできる介護予防

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 老人クラブ、町内自治会、社協地区部会、高齢者福祉施設、あんしんケアセンター、医療機関、千葉市など
- ◆内容
 - 地域住民が介護予防に関心をもち、意識し合い、声をかけ合い、介護予防プログラムに参加します。
 - 心と体の健康づくりを身近なところではじめます。老人クラブのサークル活動に、筋力トレーニングなどを取り入れてみるのも必要です。
 - 世代間交流も取り入れ、介護予防を地域の課題として、町内自治会などでも取組みをすすめます。
 - 介護予防教室など、地域で行われている情報を提供します。
 - 福祉関連施設、若葉保健福祉センター健康課、あんしんケアセンター、医療機関などによる支援、連携が必要です。

あんしんケアセンター

地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために、各区で2か所ずつ設けています。若葉区ではシャローム若葉とちば美香苑です。

◆実践例

- 桜木地区部会「生活習慣病予防と健康な体づくり事業」
- 小倉地区部会「認知症予防講演会」
- 小倉地区部会「黄門様に学ぶ老後の生きがいづくり事業」
- 御成台、千城台西・北地区部会
「地域みんなで楽しく”心わくわく身体いきいき”体操」
- 千城台東南・金親地区部会「認知症予防講演会」
- 大宮地区部会「介護予防事業」
- いずみ台ローズタウン自治会 介護予防事業「いきいき健康倶楽部」

○加曽利地区部会

「健康ウォーキング、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会」

○大宮地区部会「地域参加型機能訓練への協力、元気で歩こう会」

○都賀の台自治会 「文化活動振興会による健康講演会」

○千城台東町自治会「ラジオ体操」

いずみ台ローズタウン自治会 介護予防事業「いきいき健康倶楽部」

多部田町のいずみ台ローズタウン自治会では、毎月1回自治会館において健康体操などを通じて介護予防活動を行っています。参加者は平均15名です。毎回2時間程度で、内容は毎回違い、スポーツ吹き矢や体操トレーナーの指導による健康体操、時にはいも煮会や映画会、落語会、男性の料理教室まで行います。

毎回多くの方に参加してもらうために運営側も試行錯誤し、楽しい催し物を取り入れることで飽きのこない内容を心がけています。

この介護予防活動は健康づくりの他にも高齢者の閉じこもり予防や、仲間づくりのきっかけとして機能しています。



<仕組み3>

備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

○要旨 社会の進展・変化とともに地域の安全が脅かされています。いまこそ区民の力を結集して安全と見守りの仕組みをつくり、だれもが安心して地域で暮らしていけるように努めます。

☆施策の方向性6 防犯・防災意識を高め実践する

【現状と課題】

社会情勢の変化とともに「地域住民の関係の希薄化」が進行している今日、児童や高齢者などの社会的弱者といわれる人々を狙った犯罪が多発し、社会問題となっています。

また、火災だけでなく昨今の異常気象による風水害の多発も心配されているところであり、普段から防犯、防災意識を醸成していく必要があります。

最近では、地域の様々な取組みがテレビ番組でも紹介されていますが、各地で防犯、防災に対する自衛手段を講じるなど、効果を挙げています。

若葉区においても自主的に自己防衛の組織を立ち上げ、活動しているところが増えてきました。

自主防災組織数（平成21年度）
若葉区：144
組織率：加入世帯／全世帯 59.2%

【課題解決に向けた提案】

(12) 防犯・防災意識の啓発活動

- ◆対象者 全ての地域住民
- ◆担い手となる団体 町内自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、地元消防団、警察・消防署
- ◆内容
○地区ごとに定期的な巡回を実施することにより、「目」のある町というイメージを定着化していきます。

- ひとけのない危険箇所については、ピンポイントで巡回の重点箇所に指定するほか、地域住民に広く周知します。
- 地元警察や消防署に協力要請し、パトロールカーによる密度の濃い巡回や消防車による「火災予防」を呼びかける巡回活動などを行ってもらうことも必要です。
- 地域での防犯の講習会や防災訓練を定期的実施していくような取り組みも行っています。
- 日赤奉仕団による炊き出し技術や救急法の普及に努めます。

ちばし安全・安心メール

千葉市では、市民の皆様へ、日頃から高い防犯意識を持っていただくとともに、災害に対する適切な備えと行動をとっていただくことを目的として、電子メールを活用した防犯・防災・消防情報の提供を行っています。

お手持ちのパソコン・携帯電話・PHSで登録することにより、空き巣やひったくり、不審者の発生などの防犯情報や、気象警報・注意報、避難勧告などの災害時の緊急なお知らせなどの防災情報や、火災等の発生などの消防活動情報が電子メールで配信されます。

平成22年4月末現在では、30,128人が登録されています。

【登録方法】entry@chiba-an.jpへ空メールを送信後、返信されたメールに記載されているURL（登録・設定変更用ホームページ）にアクセスし、画面の指示に従って登録してください。

《ホームページ》

ちばし安全・安心メール

検索



【URL】[携帯電話・PHS] <http://www.chiba-an.jp/> [パソコン] <http://www.chiba-an.jp/guide/>

◆実践例

- 都賀地区部会「地域の防災力を高める研修会」
- ほおじろ台自治会「東警察署犯罪情報の広報活動」
- 千城台東町自治会「防災訓練等を通じた防災意識の高揚」

ほおじろ台自治会（東警察署犯罪情報の広報活動）

ほおじろ台自治会は、数年前から千葉東警察署の犯罪発生情報を週1回受信しています。警察署からの情報は犯罪発生件数とともに、特に注意するポイントや犯罪発生箇所を示した地図です。送られてきた犯罪発生情報を広報部が集約し、自治会内の防犯ネットワークに配信することで、多くの人々に最新の情報が早く行き渡るシステムを構築しています。

また、自治会館玄関ガラス戸と自治会区域内の掲示板4箇所はこの情報を掲示し、随時更新しています。

さらに自治会区域内に入る場合に、「千葉東警察署情報」の文字が眼に入る工夫をすることで、犯罪の抑止力に繋がっています。



【課題解決に向けた提案】

(13) 防犯・防災巡回の実施

- ◆対象者 全ての地域住民
- ◆担い手となる団体 町内自治会、自主防災組織、PTAなど
- ◆内容

○町内自治会などに防犯・防災組織を立ち上げ、「午前班」・「午後班」・「夜間班」などに組み分け、専用のユニフォームや腕章を着用し、「見守り」「声かけ」をしながら所定の地区を巡回します。

- 高齢者の住居、不在住居、留守（長期）宅及び駐車場等に関しては重点的にチェックします。また、不審者、不審車輛には、十分注意し、必要に応じてメモをとり、組織の責任者や警察に通報します。
- 巡回員は、多数の人材を要し、地域住民によるボランティアで実施することが想定されるため、ボランティアの募集等を行う必要があります。

セーフティウォッチャー

千葉県教育委員会では「地域の子どもは、地域で守る」を基本に、平成17年度から「千葉県学校セーフティウォッチ事業」を行っています。千葉市の各学校区で、子どもたちの登下校中の安全を確保するため、PTA・保護者会やボランティア、青少年育成委員会、町会自治会等の多くの方々に、巡回や見守りの活動をしていただいております。子どもたちが安心して通学できるよう「いつでも、どこかで、誰かが、子どもたちを見守る」制度です。活動としては、「セーフティウォッチャー」の腕章をつけて、児童生徒の登下校の時間帯に合わせ、通学路を中心に巡回、見守りを学校と連絡をとりながら行っています。

千葉市の登録者数：18,500名（平成22年3月末現在）

若葉区の登録者数：約2,000名（平成22年3月末現在）

◆実践例

- いずみ台ローズタウン自治会「自主防犯活動」
- ほおじろ台自治会「防犯・防災活動」
- 千城台東町自治会「防犯パトロール」
- 大宮台自治会「防犯パトロール」
- 各自治会・PTA等による防犯パトロール・セーフティウォッチャー

ほおじろ台自治会「防犯・防災活動」

ほおじろ台自治会では、防犯・防災活動に力を入れています。

防犯活動としては、集団パトロールを夕方から夜にかけて1時間程度行っています。1班 約10名で構成されており、10班まであります。1班が1週間という期間を担います。自分たちの街を自分たちの手で守るという意識のもとに多くの人達が関わることで恒常的に地域内をパトロールでき、また参加する人への負担も軽減できます。

防災活動としては、「大災害時に倒壊家屋の火災による焼死から皆を守ること」をスローガンとしています。具体的には、大災害時には消防署からの消防車が来ることはあまり期待できないので、自分たちで消火活動することを考えています。そのために自治会で中古の消防ポンプとホースを購入し、自治会内エリア3か所にある消火槽で自治会内すべての家の消火が可能な状況を作っています。また、防災ボランティアを15名募集し、3ヶ月ごとに消防機器のメンテナンスを行い、防災訓練も年1回以上行っています。



☆施策の方向性7 要支援者を見守る

【現状と課題】

現代社会は情報化の進展により、自宅に居ながら様々な情報を入手することができます。

しかし、人間関係の複雑化や近隣関係の希薄化等により、個人主体の社会へと移行が進み、住民の日常的な相互扶助機能が低下しています。

また、地域には何らかの支援を必要とする人も数多く生活されており、心身の状態にかかわらず、地域の一員として安心して暮らしていけるように、見守っていく必要があります。

【課題解決に向けた提案】

(1 4) 要支援者の把握

- ◆主な対象者 ひとり暮らし高齢者、障がい者などの要支援者
- ◆主な担い手 民生委員・児童委員など
- ◆内容

- 地域で安心、安全に暮らすための支援が行えるように、各地区に暮らしているひとり暮らし高齢者、障がい者などの把握を、本人の合意とプライバシーの保護に十分配慮しながら行います。
- その中で、支援が必要な方（家庭）については、各相談機関と連携をとって、どのような手法による見守りが必要か検討していきます。
- 毎日の生活で安心、安全に暮らせるように普段から近隣等との交流機会を設け、関係を密にしておくことも必要です。



平成22年度災害時要援護者支援体制構築モデル事業

ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害発生時に特に支援が必要になる方には、近隣住民による相互の安否確認や避難支援を行えるような地域の支援体制が必要です。

千葉県では、災害時要援護者の支援体制を包括的に整備するため、平成22年3月に「千葉県災害時要援護者支援計画」を策定しました。この計画に基づき、災害時要援護者の身近にいる人が安否確認・避難支援を行えるように、市が保有する災害時要援護者の個人情報や平素から地域に提供し、近隣住民等を主体として支援体制を整備していただく取組みを始めています。

【事業の概要】

- 1 地域内の災害時要援護者の一覧（名簿）を、市から民生委員に提供します。
- 2 民生委員は、名簿をもとに、災害時要援護者の方を個別訪問し、調査（個人情報の提供に関する意向確認含む。）を行います。
- 3 民生委員の調査結果は、市を経由して町内自治会・自主防災組織に提供します。
（町内自治会・自主防災組織への提供については、要援護者ご本人の同意を得たものに限りです。）
- 4 町内自治会・自主防災組織は、近隣住民に働きかけ、「支えあいカード※」作りなどを通じ支援体制を構築します。

※「支えあいカード」とは

支援を受ける方の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先、必要な支援内容、避難時に必要な物や、支援をする方などを記載したカードです。

◆実践例

- 都賀地区部会「災害時サポートマップ」作成
- 西都賀百合ヶ丘自治会「防災マップ作りのためのアンケート実施」
- 加曽利地区部会「あんしんカード」作成・配布
- 民生・児童委員の高齢者実態調査

【課題解決に向けた提案】

(15) 要支援者を見守る体制の整備

- ◆主な対象者 ひとり暮らし高齢者、障がい者、児童などの要支援者
- ◆主な担い手 町内自治会を中心とする近隣住民、ボランティア、NPO など
- ◆内容
 - 例えば、町内自治会に「見守りチーム」を設け、要支援者の近隣住民（ボランティア）を中核とした支援チームをスタートさせます。
 - 「見守りチーム」は、ひとり暮らし高齢者への声掛け、安否確認、障がい者への各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行います。
- ★具体的な方策
 - ・防犯パトロールを実施するとき、ひとり暮らし高齢者などに声かけし安否確認をします。
- ◆実践例
 - 大宮台自治会「大宮台団地見守りネットワーク」
大宮台団地あんしんカード・小中学生やボランティアによる見守り
 - 民生・児童委員による見守り

大宮台自治会「大宮団地見守りネットワーク」

大宮台自治会では、高齢化率が40%を超えている現状等に対応するため、高齢者見守りネットワーク制度を設立しました。団地内の様々なつながりを利用し、急病等緊急時の対応や孤独死の防止を目指しています。

- ◎内容 新聞配達業者や各種宅配業者、電気・水道・ガス業者（検針者）と協定しての安否確認。その他、ボランティアの会や老人クラブ、民生委員なども組織の一員として活動に参加。変化を感じた場合、連絡を受けた事務局が速やかに現地確認して対応する。

活動成果として、組織としての地域福祉の基礎づくりは出来上がってきています。現在、更なる組織の強化を図るとともに、実効ある事業に育て上げる努力を続けていきます。

【課題解決に向けた提案】

(16) 民生委員・児童委員の活動支援

- ◆主な対象者 ひとり暮らし高齢者、障がい者、児童などの要支援者
- ◆主な担い手 ボランティア（元気な高齢者を中心とした）など
- ◆内容
 - 民生委員・児童委員による活動を一層充実させるため、各委員のもとにボランティアからなる下部組織を編成して、委員の行う活動をバックアップします。
 - メンバーは、元気な高齢者を中心に編成します。

民生・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めています。また児童福祉を専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。

生活、子育て、まちづくりなど、幅広い分野の相談に応じており、現在活動中の民生委員・児童委員は、平成22年12月～平成25年11月末までの3年の任期です。

☆施策の方向性 8 緊急時の支援システムをつくる

【現状と課題】

災害等において、高齢者や障がい者などに対する避難誘導體制が十分に整っていないことは、犠牲者の増大に拍車をかけることになり、このこと自体が人災と言えるのではないのでしょうか。

地震国である我が国として、要支援者の避難誘導のためのシステムが当然あってしかるべきと思います。

また一方で、近年の地域におけるコミュニケーションの希薄化を反映するかのよう、高齢者の孤独死が社会問題となっています。身近に相談できる人や場所があれば少しでも防げるのではないのでしょうか。

身近な地域の中に、これらの課題に対応できるシステムを早急に構築する必要があります。

【課題解決に向けた提案】

(1 7) 緊急時避難誘導システムの構築

- ◆主な対象者 ひとり暮らし高齢者、障がい者など
- ◆主な担い手 町内自治会、自主防災組織など
- ◆内容
 - 町内自治会などに、普段から支援チームを編成しておき、大地震、台風、大雨等による災害時の避難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにします。
 - 優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、避難誘導マップを作成します。
 - 要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対象者マップ」、「支えあいカード」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ可能な支援を行います。
- ◆実践例
 - 都賀地区部会「震災時サポートマップ」作成
 - 西都賀百合ヶ丘自治会「防災マップ作り等」
 - みつわ台3-4管理組合「防犯・防災ワークショップ」
 - 加曽利地区部会「安心カード」

加曽利地区部会「安心カード」

社協加曽利地区部会では、緊急時の際に救助者にいち早くその方の個人情報を把握してもらうため、平成21年度から安心カードを70歳以上の方々に無料配布しています。この安心カードには2種類あり、1つは、外出時の携帯用としてその方の個人情報となる氏名や住所、緊急連絡先、かかりつけ医や持病などを記入するものです。万が一意識がなく倒れた場合などに救助者が安心カードを見ることで適切な処置がなされることを期待しています。

もう1つは、安心カードを特定のプラスチックケース（100円ショップなどで購入できる。）に入れて冷蔵庫で保管します。冷蔵庫はほぼ全ての家庭にありますし、冷蔵庫に統一して保管する事で万が一の際も速やかに対応できます。

加曽利地区は、この2つのカードを高齢者宅に配布し、携帯用としていること、また冷蔵庫に保管していることを地元消防署に事前連絡することで、消防署員との連携も図っています。いま全国的に広がりつつある自助・共助活動です。



<仕組み4>

必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

- 要旨 必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

☆施策の方向性9 身近に情報が得られ相談できる

【現状と課題】

千葉市では、市民が安心・安全・快適に暮らせるように、日常生活の様々な問題について細分化された相談窓口を設けています。また、「ちば市民便利帳」には各相談窓口の電話・FAX 番号だけでなく、メールアドレスも記載されており、千葉市のホームページでも同様の情報を提供しています。

高齢者・障がい者などの要支援者からの相談は、若葉保健福祉センターの各課（高齢障害支援課・こども家庭課・健康課・社会援護課）で受け付けています。また、保健福祉総合相談窓口でも相談に応じ、該当する窓口を案内しています。

千葉市では市民に向けて様々な情報を発信し、また相談者を受け入れる体制も整えていますが、「欲しい情報が手に入らない」、「いざという時にどこに相談していいのかわからない」といった声も多く聞かれるのが現状です。要支援者が必要とする情報は、そのニーズに合わせて多岐にわたっています。例えば、それは施設の一覧表や連絡先ではなく、最新の現場の状況・情報なのです。行政の立場からは踏み込むことのできない支援の現場の情報は、むしろ当事者間の口コミによって伝わっていきます。

このような、支援を必要とする人のニーズに合った具体的な情報はどうしたら保障できるのでしょうか。また、情報をその場での解決につなげるためには、どのような支援や体制が必要なのでしょうか。

若葉区内であっても交通のアクセスが悪いところを考慮すると、若葉保健福祉センターだけでは十分にカバーしきれないことがあります。

このような見地からも、地域の資源（施設、人）を活用することでネットワークの良い対応が図れるのではないのでしょうか。

【課題解決に向けた提案】

(18) 地域福祉に関する情報のホームページ開設

- ◆主な対象者 情報を必要としている人、情報を発信したい人、相談したいと思っている人
- ◆主な担い手 社協区事務所、ボランティアセンターなど
- ◆内容
 - 各種施設や事業内容を詳しく掲載し、要支援者別、事業別の情報だけではなく、相談事例や利用した人のコメントもアップできるようにする等、要支援者が必要とする情報を提供できるよう、様々な人が利用しやすいホームページの作成を検討する必要があります。
 - また、情報を必要としている人には、郵送、FAX・メール等、当事者が希望する手段で積極的に情報を届けるような体制づくりも必要です。
 - 情報を収集・更新し、必要な人が最新の情報を得られるようにします。
- ◆その他
 - 要支援者にアンケート等を実施して、相談機関・事業所・各種サービス・施設の利用状況を調査し、データを収集することも必要です。

ホームページの紹介

千葉市ホームページでは、千葉市地域福祉計画・各区地域福祉計画をダウンロードできるほか、市・区地域福祉計画推進協議会の開催状況、地域福祉活動事例の紹介など、地域福祉計画に関する情報や行政に関する必要な情報を得ることができます。

また、千葉市のホームページのリンク集を開くと、千葉市社会福祉協議会のホームページに繋がります。千葉市社会福祉協議会では、ボランティア情報や地区部会活動内容の紹介など、地域福祉推進に関する情報を得ることができます。

《ホームページ》

千葉市地域福祉計画

検索



【URL】 <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/chiikifukushi/chiikifukushi-keikaku.html>

千葉市社会福祉協議会

検索



【URL】 <http://www.chiba-shakyo.com/>

【課題解決に向けた提案】

(19) 地域版「よろず相談窓口」の構築

- ◆主な対象者 情報を必要としている人、相談したいと思っている人
- ◆主な担い手 地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など

◆内容

- 地域には専門家が活躍している様々な社会資源（施設、人）があります。そういった地域の施設や人を活用した相談の仕組みを検討します。
- 特に、緊急を要するときなど、身近な地域で専門的な相談が受けられるような体制を整えば、抱えている問題が重度化、複雑化する前に解決の糸口がつかめるなど、大きな効果が期待できます。
- 地域の中に相談窓口や拠点を設け要支援者が気軽に相談できるようにします。
- 若葉保健福祉センターやボランティアセンターと連携し、ワンストップで解決に結び付く回答ができるようにします。

① 高齢者の介護や福祉などに関する相談

- ・若葉保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室 (☎ 233-8264)
高齢支援係 (☎ 233-8558)
- ・千葉市あんしんケアセンター シャローム若葉 (☎ 214-1841)
ちば美香苑 (☎ 208-1212)

② 児童に関する様々な問題について相談

- ・若葉保健福祉センター家庭児童相談室 (☎ 233-8152)
- ・旭ヶ丘児童家庭支援センター (☎ 214-8633)

③ 障がい者の福祉などに関する相談

- ・若葉保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援係 (☎ 233-8154)
健康課 ころろと難病の相談係 (☎ 233-8175)
- ・障がい者相談支援事業 中野学園 (☎ 228-6114)
若葉泉の里 (☎ 228-3534)

④ 身体と心の健康についての相談

- ・若葉保健福祉センター 健康課 すこやか親子係 (☎ 233-8191)
健康づくり係 (☎ 233-8714)
ころろと難病の相談係 (☎ 233-8715)

◆実践例

○加曽利地区部会「高齢者の健康づくりと地域福祉ネットワークの構築」

○いずみ台ローズタウン自治会「よろず相談窓口専用電話の開設」

いずみ台ローズタウン自治会「よろず相談窓口専用電話の開設」

いずみ台ローズタウン自治会では、70歳以上の人口が200人を超えている現状に対応するため、「よろず相談」事務局を設け、受付専用電話にて各種相談を受け付けています。

◎事業内容 日常生活に関すること、及び一定の技術を要する各種相談に対応する

◎主な相談内容 庭木の枝落とし、包丁研ぎ、家屋・家具修理、電球取替など

◎利用料金 ・ゴミ出し、掃除など日常生活に関すること 無料

・一定の技術を要すること

包丁研ぎ 1本200円

庭木の枝切り 1,000円～5,000円

その他 実費+若干の利用料

◎活動実績 平成19年 109件

20年 148件

21年 208件



【課題解決に向けた提案】

(20) 身近な場所に出張相談

- ◆主な対象者 情報を必要としている人、相談したいと思っている人
- ◆主な担い手 地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など
- ◆内容
 - その地域の特性に合った場所（公民館・自治会館・空き教室・ワークホーム等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネジャー・介護経験者、大学等の研究機関など）に相談を受けてもらいます。
 - その相談内容の解決や支援につながる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。
- ◆その他
 - 上記の実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人から支援者を募り、相談事業を支援する会を組織するなどの検討が必要です。



<仕組み5>

世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

○要旨 だれもがもつ福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

☆施策の方向性10 家庭や地域で福祉のこころを育む

【現状と課題】

社会全体が豊かになり、だれもが個人の欲求を満足させるために、他者への思いやりをどこかに置き忘れてきてしまった現代社会。子どもの虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者の虐待、障がい者の虐待など、人間の尊厳を踏みにじるような、悲しい行為があふれています。

乳幼児期から家庭でも、地域でも、互いに尊重し合い、情緒を育て、自分を大切にすること、自分と同じように他者を大切にすることを学び、正しい知識や接し方、態度などを身につける機会が必要です。

【課題解決に向けた提案】

(21) 福祉のこころを育む活動の推進

- ◆主な対象者 すべての地域住民
- ◆主な担い手 家庭、町内自治会、小中学校など
- ◆内容
 - ポスター等で、差別やいじめのない社会づくりの啓発運動を行います。
 - 日常の中で起こっている何気ない出来事から、多くの人が、傷ついていることを知り、差別やいじめをなくすための取組みについて考える機会をもち、実践活動へとつなげます。
 - 差別やいじめを見て見ぬふりをしないで、だれかが声をかけ、見守っていることを伝え、相談・支援の仕組みへとつなげていくことが必要です。
- ◆実践例
 - 御成台、千城台西・北地区部会「地域社会ふれあいポスターコンクール」
 - みつわ台こども支援センター

みつわ台こども支援センターについて

みつわ台こども支援センターは、地域の人を担い手とし、次の世代を担う子どもたちと地域を結ぶコーディネートをしている団体です。『地域の子どもは地域がそだてる』ことを目的として平成14年に設立されました。

◎活動場所　みつわ台公民館（イベント等除く）

◎対象　　小中学生

◎受付窓口　みつわ台中学校区青少年育成委員会事務局（みつわ台中学校内）

◎ボランティア活動例

- ・算数、茶道、生花、朗読、折り紙教室の開催
- ・お祭り、昔遊び体験等のイベント
- ・広報誌「子どもニュース」の発行

その他、さまざまな子供に関する相談に個別に対応をしています。



☆施策の方向性 1 1 こころのバリアフリーの推進

【現状と課題】

地域は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方をまっとうできることが、その人の尊厳を支えることになります。

障がい者を抱える家族は高齢化が進み、親亡き後どうになってしまうのか不安で一杯なのが現状です。こうしたことから、24時間、あるいは一生涯安心して暮らせる施設の整備やシステムの構築が急務です。

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、年齢や障がいの有無に関わらず、自立の促進や社会参加が求められています。しかし、建物内外の僅かな段差や、点字ブロックの上に置かれた自転車等が、その社会参加や自立化を阻害する要因となることもあります。ハード面のバリアフリー化を進め、障がい者の社会参加を実現する必要があります。

また、支援を必要とする人々がちょっとしたことで困っているところを見かけた際の声かけ等、こころのバリアフリーを育み、誰にでもやさしい地域社会をつくっていくことが大切です。

【課題解決に向けた提案】

(22) 誰にでもやさしい地域づくり

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 自治会、社協地区部会、学校など
- ◆内容
 - 地域の自治会・社協地区部会などのイベントを通じて、障がい者の方たちに気軽に話しかけ、交流に努めます。
 - 社協地区部会では、障がい者本人又は家族による講座などを開催し、理解を深めます。
 - お互いに相談しあう、話しあう、支えあうことが重要であり、障がい者の方たちの仲間づくり（自助グループ）を支援します。
 - 障がい者の方たちが行っている活動などを広く市民に広報していきます。

◆実践例

○御成台、千城台西・北地区部会「障がいのある人の理解のために」講座

御成台、千城台西・北地区部会「障がいのある人の理解のために」講座

社協御成台、千城台西・北地区部会では、障がい者を理解するために、地域住民向けの講座を年に数回実施しています。内容は、知的障がいや視覚障がい、聴覚障がい等の方々の特徴や障がいの内容を理解し、具体的な手助けの方法などを学びます。

実際に障がい者の方にお越しいただきご説明いただくことで、より実践に近い支援の方法を学べます。また正しく障がいについて理解することで、特別のことではなく共生するために自分たちが何をすればいいのか、何ができるのかが分かります。



☆施策の方向性 1 2 人材を発掘し活用する

【現状と課題】

超高齢社会を迎え、元気な高齢者が活躍の場を待っています。第一線で活躍していた、技術や知識を持っている団塊の世代が、定年を迎えようとしている現在、地域の中に埋もれている人材を発掘し、地域のために役立っていただくことが、社会貢献でもあり、本人のやりがいにもつながります。

また、参加や行動に制限のある方でも、その人の能力を必要としている人がいることを知っていただき、一人ひとりの住民が、「自分にできること」と「できる時間」を持ち寄り、その力を必要としている人につなげて、活躍していただくことが大切です。

【課題解決に向けた提案】

(23) わかばボランティアクラブの発足

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 千葉市ボランティア連絡協議会、町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人クラブ、小学校単位連絡会、PTA、社協区事務所、NPO、小中学校など
- ◆内容
 - 地域に点在する小規模ボランティアグループや個人ボランティア、市民運動等の情報を集約し、ネットワーク化を図り、ボランティアを必要としている人との橋渡しをします。
 - また、ボランティアの交流や情報交換会、メンバーの経験を生かしたボランティア講習会などを開催し、ボランティアの輪を広げていきます。
 - 助けあいグループとも連携しながら、身近な生活支援ボランティアの実践の場としていきます。
 - 小さい子どもから、高齢者、活動や参加に制限のある方まで、自らできることで助けあいができるような地域のボランティア活動を目指します。
 - 新たな支援の要請を受け止め、応えていける窓口として実践活動につなげます。



社協区事務所：ボランティアセンター

住民主体・住民参加による自発的なボランティア活動を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的に社会福祉協議会が運営しています。

ボランティア講座の開催や、ボランティアを必要としている人と、ボランティア活動をしたい人をつなぐコーディネートをしています。

またボランティアによる会議などを目的とした会議室・活動室の貸出もしています。平成22年5月、若葉区で個人ボランティアとして615人がボランティアセンター登録しています。

◆実践例

- 加曽利地区部会「ボランティア活動と福祉相談ネットワークづくり」
- 若松台ふれあい広場「サークル・同好会活動」

若松台ふれあい広場「サークル・同好会活動」

若松台ふれあい広場（老人クラブ）では、囲碁や詩吟、民舞、水墨画、手話など23種のサークルがあります。またカラオケ、麻雀の同好会もあります。現在は、100歳から58歳までと幅広く172名が所属しています。

リーダー（講師）は、大部分が若松台に在住している方です。リーダーの中にはプロの方やそれに近い有資格者の方がいます。初めは7種のサークル活動だけでしたが、リーダーになれるような方を地域内で探し、参加者も徐々に増えていきました。リーダー達は自分にできることを活かし、自らもサークル活動を楽しんでいます。



【課題解決に向けた提案】

(24) ふれあいショップの創設

- ◆主な対象者 全ての地域住民
- ◆主な担い手 地元企業、商店、農家、福祉作業所、福祉施設、ふれあいセンター、ボランティアセンター、民生委員・児童委員、町内自治会、地区社協、NPOなど
- ◆内容
 - 地域の中には、社会のために役立ちたいと思いながら、機会の与えられていない方が多くいます。長時間の就労や熟練した技術を要する作業などは難しいけれども、単純な作業、軽作業ならできるといふ、参加や活動に制限のある方に、単発でも仕事を紹介します。必要に応じてボランティアの支援を活用しながら、働く場所を提供していきます。
 - 公共施設などに、「ふれあいショップ」を設置し、福祉作業所の製品、「千産千消」として地元の農産物などを販売すると同時に働く場所を創出していきます。
- ◆実践例
 - JA千葉みらい「しょいかーご」での社会福祉施設・養護学校の作品の販売

JA千葉みらい「しょいかーご」での千葉市立養護学校の作品の販売

「しょいかーご」は県内でも最大級の農産物直売所です。普段は農家の食卓にしか並ばない地元農産物を味わうことができます。

「しょいかーご」では障がいを持つ人々の社会的自立を応援するため、千葉市立養護学校の生徒の職場実習を受け入れています。職場実習をきっかけとして作品販売の依頼を受け、地域貢献という形で販売を開始しました。商品棚には工芸班の生徒による「竹炭」の作品が並んでいます。売れ筋商品は消臭用「竹炭消臭袋（120円）」「竹炭シューズキーパー（240円）」、炊飯用「窯出し竹炭（480円）」等です。仕上がりが丁寧であり、値段も手頃であるのでリピーターも多く、売れ行きは好調です。作り手側の生徒にとっても「自分たちで作った物を買ってくれる人がいることが嬉しい。」と意欲向上につながっています。また、実習受け入れ・作品販売等のかかわりを通じて、働く場所の創出にもつながっています。



☆施策の方向性 13 福祉を学び実践する

【現状と課題】

歴史的に見ると、かつてわが国が農業を中心とした社会であった当時は、「相身互い」、「おたがいさま」といった地域の相互扶助により人々の暮らしは支えられていましたが、戦後高度成長期の中で、工業化、都市化が進み、行政が福祉サービスとして高齢者や障がい者、児童や子育て世帯に対する支援を行うようになり、行政が担う領域は分野ごとに次第に広がってきました。

しかし、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、また適切でないことも明らかになってきました。

多様な価値観と能力、特徴を持った人々が、共に暮らしている社会を意識し、互いの人格を尊重し合って、より良い暮らしのかたちを求めるために、社会福祉学習と実践活動を通して福祉のこころを育てることが大切です。

【課題解決に向けた提案】

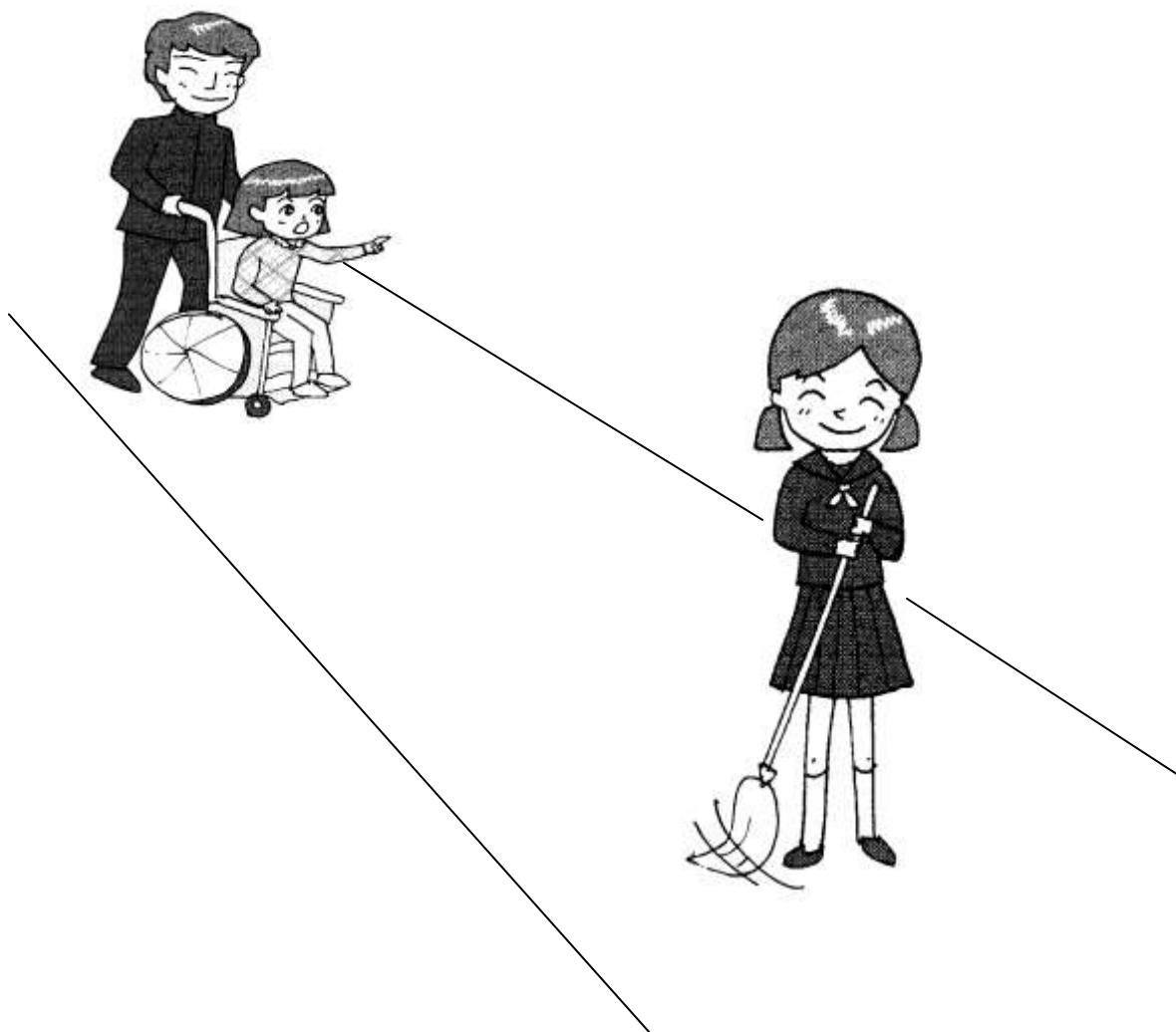
(25) 地域での福祉教室の開催と活動支援

- ◆主な対象者 すべての地域住民
- ◆主な担い手 学校、福祉施設、いきいきセンター、市民活動団体、NPO など
- ◆内容
 - 学校教育の中で、福祉施設の訪問や体験学習の機会を設け、さまざまな人々との交流を通して、その存在に気づき、自分との関係性や自分自身の人生観・人間観に照らし合わせていくなかで、「福祉のこころ」を学びます。
 - 地域の美化活動、市民活動、ボランティア活動に積極的に参加し、自分たちの暮らすまちへの愛着と誇りを持つ心を育てます。
 - 地域の中で、活動している福祉施設や市民活動、ボランティア活動を実践されている人を特別講師に招いて、実践的な授業と体験学習を行っていきます。学校教育の場だけでなく、広く、区民に呼びかけた市民活動、ボランティア活動講座（地域福祉教室）を実施します。



◆実践例

- ボランティアサークル「てとてん」
- 都賀地区部会「ボランティア講座（傾聴講習会、手話講座等）」
- 大宮台小、大宮小「認知症サポーター養成講座」
- 千城台クリニック「健康講話集会（認知症・介護の話等）」
- 411地区民児協・若松中学校区青少年育成委員会「福祉講話の授業支援」
- 中学校職場体験「高齢者福祉施設等での介助体験」
- 御成台、千城台西・北地区部会「障がい者理解の講演会とフォーラム」、
「地域福祉研修」、「認知症講演会とフォーラム」



第3章 計画の実現に向けて

—はじめに—

現若葉区地域福祉計画は、多くの区民の参加を得て策定され、「生活者の視点」で抽出した生活課題とその解決のための5つの仕組み及び具体的な取り組みを内容としています。計画期間は、平成18年度から22年度で、計画の円滑な実施を図るために区推進協が設置されました。

次期計画の策定に当たり、若葉区推進協の全ての委員が参加し、話し合いを行いました。そのなかで、多くの委員から「なぜ、このような計画が地域に浸透していないのかが問題」、「区推進協は役割を果たしてきたのか」、「地域福祉を推進するため、これから何をやる必要があるのか」等の意見が出されました。

その上で、社会情勢の変化などによる修正を除き、区民の参加を得て策定された現計画の骨子を変えないこととしました。

若葉区として「共助」を中心に優先して取り組むべき課題及び担い手を明らかにし、地域の様々な団体とのネットワーク化により、地域福祉を推進していくことが重要であると考え、そのため、区推進協の役割を明らかにしていくこととしました。

1 地域福祉計画の広報・PR

地域福祉計画について、区民の多くが「知らない」、「名前だけは知っている」状況です。しかし、身近な地域での福祉活動には関心をもっています。若葉区地域福祉計画を多くの区民に知らせるため、PRが大切です。

(1) 区民への直接的な広報

町内自治会、社協地区部会などの地域の団体の会議の場を利用し、行政・区推進協が出向き、計画の説明をするとともに協力を依頼します。

(2) 情報の発信

計画のPR用リーフレットを、福祉施設、学校のボランティア部、地域のボランティアサークルなど幅広い団体に配布します。また、「たより」を作成して各町内自治会に回覧するだけでなく、市政だより（区版）、ホームページを活用していきます。

2 若葉区で主に取り組むテーマ

若葉区は市内で面積が広く、最も高齢化率が高い区です。大型団地では高齢化が進展し、「買い物に行けない」「庭木の手入れができない」等の問題が生じています。こうした生活課題を解決するため、地域で交流を活発に行い、支えあい・助けあいの仕組みをつくることが重要です。

(1) だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

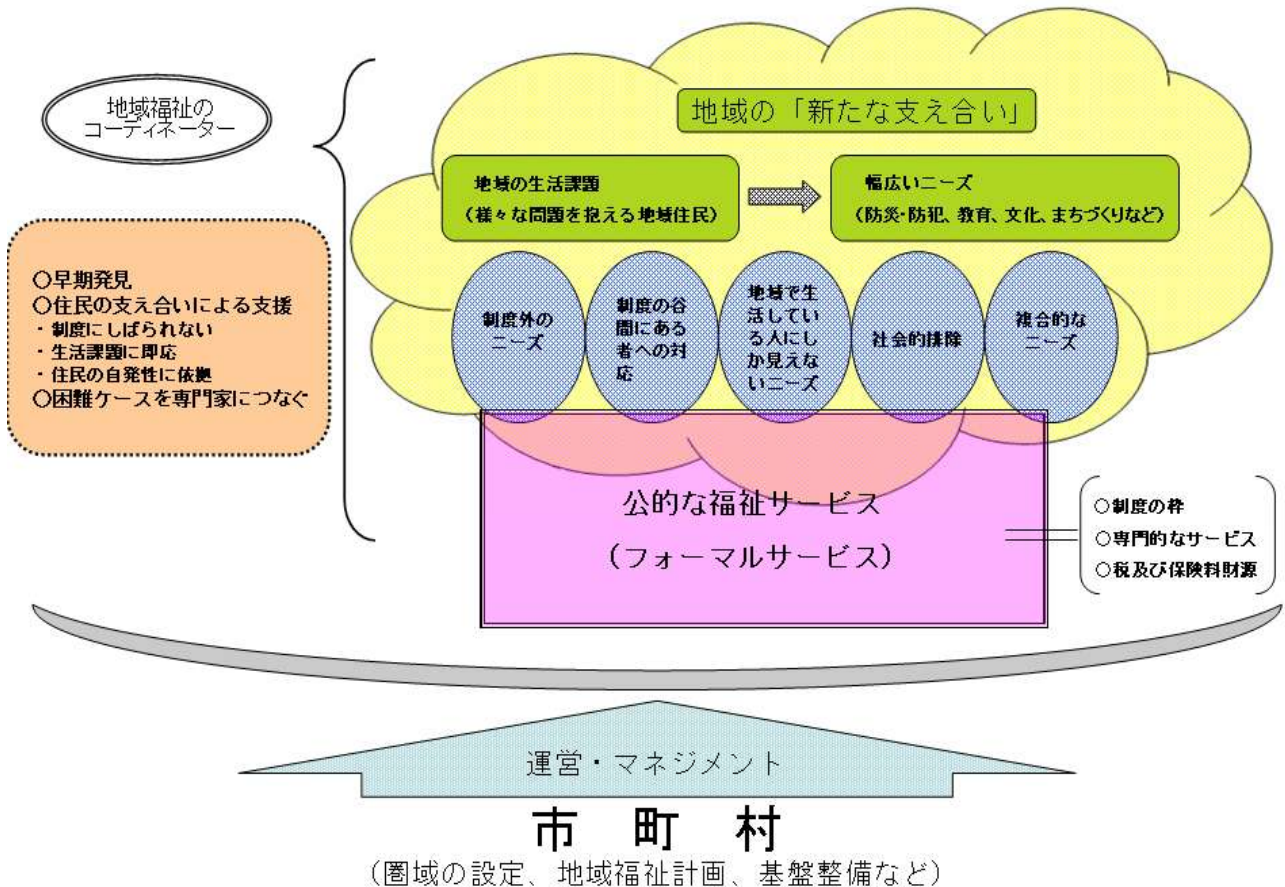
登下校の子どもたちとの挨拶、ゴミ捨てる時の挨拶、挨拶を交わすこと

で自然に見守りをしていることとなります。向こう三軒両隣ふれあい運動（挨拶を交わそうね・若葉区）を目指し、ポスターづくりを学校・保育所に依頼します。

また、町内自治会の交流とふれあいの様々な取り組み、公園の美化運動やサークル活動などの世代間交流を支援します。

- (2) あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう
- 高齢化社会を迎え、地域住民の福祉ニーズは多様化しています。基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスでの対応となりますが、「見守り・簡単な家事援助」など多様なニーズに対応していくことが求められています。成熟した社会における自立した個人が主体的に関わる「新たな支えあい」（共助）の拡大、強化が必要となっています。

地域における「新たな支え合い」と市町村の役割



厚生労働省 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」より

3 担い手・コーディネーター

町内自治会の役員の成り手がいない、民生・児童委員の成り手がいないとの声を多く聞きます。反面、団塊の世代の退職により地域には有能な人材が

多くいるともいわれています。地域福祉の担い手として団塊世代の協力が求められています。

(1) 新たな担い手の創出

社協区事務所と協力し、区推進協の委員によるボランティア講座等を開催し、参加者を実践につなげていく工夫をします。区内の大学・高校と連携し、学生ボランティアを募り、大型団地などの高齢化が進展している地域でのボランティア活動を推進します。

(2) リーダー・コーディネーターの養成

福祉活動推進員を増員し、各町内自治会で1名以上の配置を目指します。地域福祉推進のリーダーとして、町内自治会と社協地区部会を結びつけ、ネットワークづくりをしていきます。また、各町内自治会独自のコミュニティ委員(町内自治会の地域福祉コーディネーター)の配置を支援します。区推進協は行政・社協区事務所と協力し、福祉活動推進員・コミュニティ委員の活動をサポートします。



4 活動団体の連携

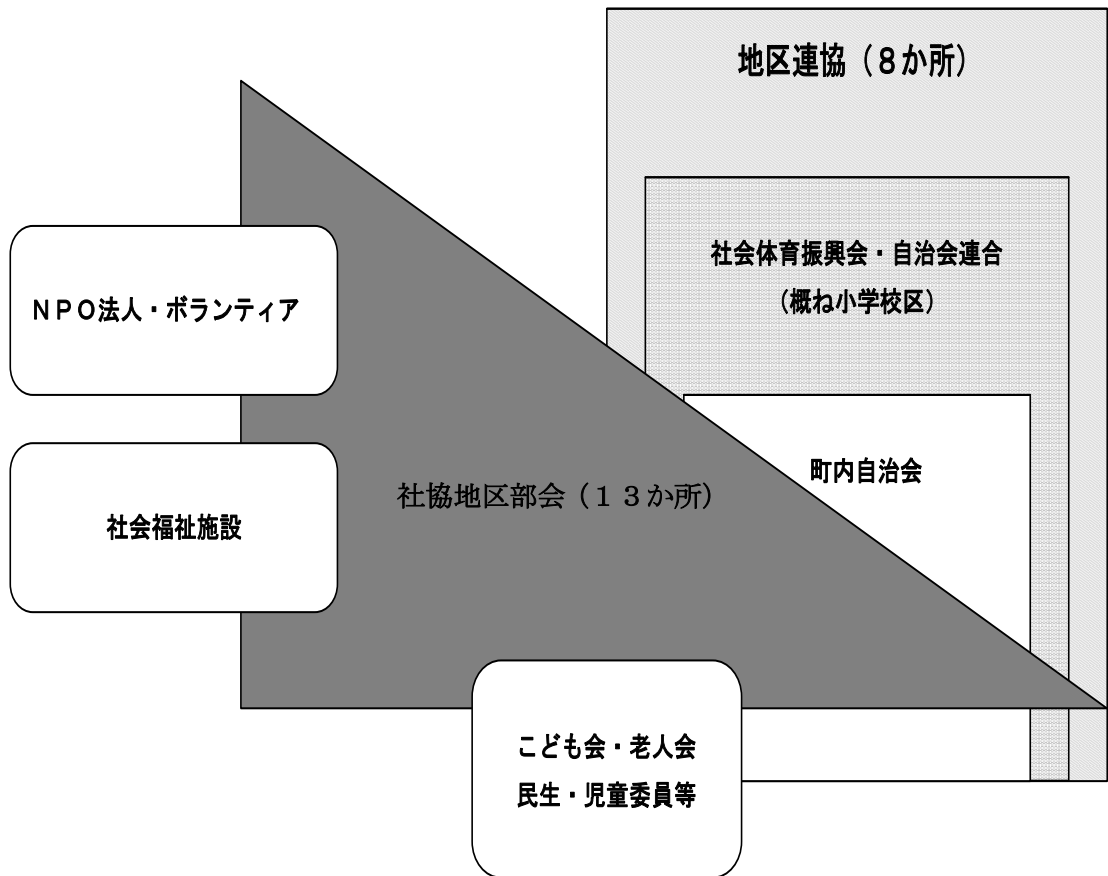
地域には、行政、社会福祉協議会(区事務所、地区部会)、町内自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、各種の福祉関連団体・施設などの地域福祉に関する様々な団体・組織があります。しかし、これら団体・組織で行っている福祉活動について、互いに周知していない現状です。ネットワークづくりと情報の共有化が課題です。

(1) 団体の枠を超えた連携

地域住民や様々な団体が参加し、先進事例の紹介などのフォーラム、地域福祉に関するシンポジウムを開催します。また、町内自治会と社協地区部会、民生・児童委員協議会との連携を強化し、地域の生活課題を共有し、ネットワーク化します。

(2) 地域福祉力の向上

地域では様々な福祉活動が行われています。これらの活動内容を広く区民に知らせ、それぞれの地域での福祉活動の活発化を図ります。



5 活動資金・活動拠点

「ボランティアをするのは良いが、交通費くらいはなんとかならないか」という声が聞かれます。ボランティア活動を活発化するため、有償ボランティアも検討する必要があります。いかに活動資金を集めるかは大きな課題です。また、「いつでも、誰でも集える活動拠点がほしい」との声も聞かれます。今後、この拠点の構築は地域福祉を推進していくには極めて重要な課題です。

(1) 地域で賄う活動資金

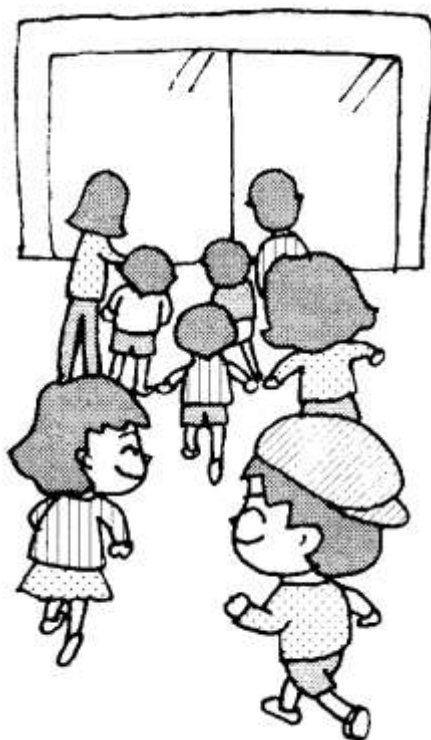
福祉施設、学校などではバザーを開催し、収益を様々な活動に充てています。社協地区部会等でイベントに参加して、収益を得ることも考え

られます。一緒に、知恵を出し合い、支援します。地域福祉活動資金を得ることが大切です。

また、区内の事業所から寄付を募ることも考えられます。

(2) 既存施設の有効利用

空き店舗・空き家の利用、余裕教室の活用など活動拠点について様々な意見があります。地域の特性により、どこを活動拠点にしたら良いかは異なると考えます。可能な方向を模索します。



資 料 編

1 若葉区の現状

(1) 区の概況

若葉区は、千葉市の北東部に位置し、6区の中で最大の面積（84.21平方メートル）を有する緑に恵まれた区です。区域の大半を農地・森林が占め、恵まれた自然を生かした泉自然公園・平和公園・千葉市動物公園等、多くの公園施設があります。

区の西部の加曽利・大宮地区においては、周辺を流れる都川の水辺が区民の身近な憩いと安らぎの場となっています。また、我が国最大級の規模を誇る加曽利貝塚、御成街道や御茶屋御殿跡等の貴重な歴史的文化遺産も数多く残され、歴史と文化に親しめるまちとなっています。

区の東部一帯では、野菜・花き等の栽培、酪農等を中心とした農業が営まれ県内有数の農業地区となっており、都市型農業や先端技術指向型農業の振興に努め、農政センターをはじめとする農業研究施設も多く設置されています。

区の北西部には、JR総武本線、千葉都市モノレールが走り、その沿線に市街地が広がり、都賀駅や千城台周辺を中心に商業機能が集積しています。

このように若葉区は、豊かな緑と貴重な歴史・文化遺産を活用しながら、都市部と農村部とが調和した地区の形成が図られ、豊かな自然と歴史・文化にふれあえるまちとして発展してきました。

(2) 人口

(平成17年)

(単位：人)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率		人口比率
千葉市	921,653	129,098	14.0%	147,363	16.0%
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%

(平成22年)

(単位：人)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率		人口比率
千葉市	958,457	132,536	13.8%	191,313	20.0%
中央区	197,788	25,513	12.9%	39,072	19.8%
花見川区	180,194	23,318	12.9%	38,024	21.1%
稲毛区	156,804	21,275	13.6%	30,985	19.8%
若葉区	151,424	19,183	12.7%	36,597	24.2%
緑区	121,869	20,466	16.8%	19,708	16.2%
美浜区	150,378	22,781	15.1%	26,927	17.9%

※各年とも9月30日現在、外国人登録含む

※千葉市の統計情報より

(3) 世帯数

(単位：世帯)

市・区	平成17年9月末	平成22年9月末
千葉市	386,909	419,892
中央区	84,786	94,745
花見川区	75,000	79,044
稲毛区	63,407	68,991
若葉区	62,461	66,929
緑区	41,406	46,739
美浜区	59,849	63,444

※千葉市の統計情報より

(4) 活動団体の状況

① 町内自治会加入率

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	75.7	74.9	73.4	72.4	72.2
中央区	74.9	74.0	73.5	71.6	71.2
花見川区	85.5	85.3	84.3	82.9	82.3
稲毛区	78.5	77.5	77.4	75.8	75.6
若葉区	73.9	73.0	67.9	67.2	66.1
緑区	61.5	60.4	57.5	56.8	56.8
美浜区	72.9	72.3	73.0	73.8	75.5

※加入率＝加入世帯数÷全市または各区の世帯数

各年とも3月31日現在。ただし、18年・19年は、4月1日現在の世帯数（外国人登録を含む）で割った加入率。20年以降は、3月31日現在の世帯数（外国人登録を除く）で割った加入率。

※「区政概要」より

② 社会福祉協議会住民会員加入率

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	46.8	44.8	45.3	45.0	43.8
中央区	57.9	57.9	53.6	49.2	46.8
花見川区	41.3	36.8	43.7	44.9	44.1
稲毛区	45.4	44.2	42.8	46.7	45.7
若葉区	42.4	38.5	39.9	37.6	36.8
緑区	46.7	46.4	44.7	45.1	44.5
美浜区	44.3	42.1	43.7	45.1	43.6

※加入率＝加入口数÷全市または各区の世帯数

各年とも3月末現在

※社会福祉協議会事業報告より

③ 老人クラブ加入率

	加入率 (%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	7.5	7.0	6.7	6.5	6.4
中央区	12.2	11.3	10.6	9.9	9.4
花見川区	5.3	5.0	5.0	5.0	4.6
稲毛区	6.3	5.9	5.9	5.6	5.5
若葉区	6.4	6.0	5.6	6.5	6.5
緑区	6.2	5.4	4.6	3.9	3.7
美浜区	7.4	7.1	7.2	6.8	7.4

※加入率＝加入している60歳以上の人数÷全市または各区の60歳以上の人口
各年とも4月1日現在。ただし、60歳以上人口は、3月末現在のもの。

※「区政概要」他より

④ ボランティア登録数（千葉市社会福祉協議会に登録しているボランティア）

	登録数 (人)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
個人ボランティア	3,951	4,129	4,139	3,920	3,927
ボランティアグループ ()内はグループの数	6,718 (161)	5,412 (147)	5,287 (140)	5,142 (134)	4,727 (129)
合計	10,669	9,541	9,426	9,062	8,654

※各年とも3月31日現在

※ボランティアは登録区を越えて活動することもあるため、千葉市全体の登録数を表している。

※社会福祉協議会事業報告より

(5) 要介護認定者数

(単位：人)

市・区	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
千葉市 (若葉区) ※H17年	3,688 (548)		6,426 (1,292)	2,829 (600)	2,440 (544)	2,507 (548)	2,188 (482)	20,078 (4,014)
千葉市 ※H22年	3,994	3,983	4,635	4,492	3,632	3,420	2,918	27,074
中央区	776	1,028	860	1,187	921	857	653	6,282
花見川区	1,071	589	1,030	660	620	625	596	5,191
稲毛区	646	561	741	721	538	535	495	4,237
若葉区	733	837	830	960	777	689	554	5,380
緑区	319	471	696	501	440	399	335	3,161
美浜区	449	497	478	463	336	315	285	2,823

※各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

(6) 障害者手帳交付数

① 身体障害者手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成17年			平成22年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	972	22,248	23,220	1,174	27,563	28,737
中央区	142	4,669	4,811	196	5,733	5,929
花見川区	138	4,455	4,593	161	5,440	5,601
稲毛区	172	3,675	3,847	208	4,375	4,583
若葉区	168	4,199	4,367	170	5,284	5,454
緑区	242	2,259	2,501	315	3,022	3,337
美浜区	110	2,991	3,101	124	3,709	3,833

※ 各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

② 療育手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成17年			平成22年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	1,106	2,509	3,615	1,537	3,117	4,654
中央区	190	524	714	290	614	904
花見川区	213	449	662	295	576	871
稲毛区	159	442	601	229	526	755
若葉区	195	496	691	249	619	868
緑区	166	278	444	258	359	617
美浜区	183	320	503	216	423	639

※ 各年とも3月31日現在

※ 「保健福祉局事業概要」より

③ 精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位：人)

市	年齢 年	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
		千葉市	平成17年	10	707	
	平成22年	32	1,230	1,840	416	3,518

※ 各年とも3月31日現在

※ 「保健福祉局事業概要」より

(7) 生活保護の状況

市・区	平成17年度			平成21年度		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
千葉市	7,638	11,180	12.1%	10,283	14,402	15.1%
中央区	2,792	3,790	20.5%	3,534	4,642	23.6%
花見川区	1,109	1,685	9.3%	1,452	2,092	11.6%
稲毛区	908	1,387	9.3%	1,321	1,809	11.6%
若葉区	1,865	2,730	18.2%	2,494	3,603	23.8%
緑区	495	835	7.4%	894	1,326	11.0%
美浜区	469	753	5.2%	588	930	6.2%

※保護率＝生活保護人員÷全市または各区の人口。‰(パーミル)＝1/1000。

ただし、各年度における平均値で算出。

※ 「保健福祉局事業概要」より

(8) 町丁別人口（平成22年9月30日現在）（住民基本台帳＋外国人登録）

（単位：人）

町丁名	総人口	年少人口		高齢者人口		
		人口	人口比率	人口	人口比率	
小倉・御成台、千城台西北・千城台東南金親地区部会	小倉町	4,405	674	15.3%	783	17.8%
	小倉台1丁目	630	73	11.6%	190	30.2%
	小倉台2丁目	486	45	9.3%	135	27.8%
	小倉台3丁目	1,164	105	9.0%	484	41.6%
	小倉台4丁目	1,396	190	13.6%	459	32.9%
	小倉台5丁目	662	80	12.1%	232	35.0%
	小倉台6丁目	1,126	127	11.3%	368	32.7%
	小倉台7丁目	887	53	6.0%	406	45.8%
	御成台1丁目	446	35	7.8%	63	14.1%
	御成台2丁目	1,136	207	18.2%	154	13.6%
	御成台3丁目	1,048	62	5.9%	181	17.3%
	千城台北1丁目	1,345	149	11.1%	387	28.8%
	千城台北2丁目	1,424	221	15.5%	395	27.7%
	千城台北3丁目	740	71	9.6%	251	33.9%
	千城台北4丁目	395	70	17.7%	68	17.2%
	千城台西1丁目	1,720	141	8.2%	709	41.2%
	千城台西2丁目	1,085	89	8.2%	358	33.0%
	千城台西3丁目	1,027	178	17.3%	293	28.5%
	千城台東1丁目	1,386	156	11.3%	417	30.1%
	千城台東2丁目	2,275	301	13.2%	666	29.3%
	千城台東3丁目	1,927	226	11.7%	564	29.3%
	千城台東4丁目	2,228	309	13.9%	618	27.7%
	千城台南1丁目	508	44	8.7%	216	42.5%
	千城台南2丁目	1,007	83	8.2%	375	37.2%
	千城台南3丁目	753	155	20.6%	179	23.8%
	千城台南4丁目	941	131	13.9%	297	31.6%
計	32,147	3,975	12.4%	9,248	28.8%	
貝塚・桜木・加曽利・大宮地区部会	大宮町	3,806	286	7.5%	1,287	33.8%
	大宮台1丁目	608	74	12.2%	202	33.2%
	大宮台2丁目	697	53	7.6%	335	48.1%
	大宮台3丁目	692	42	6.1%	305	44.1%
	大宮台4丁目	875	59	6.7%	371	42.4%
	大宮台5丁目	772	66	8.5%	358	46.4%
	大宮台6丁目	636	51	8.0%	258	40.6%
	大宮台7丁目	587	56	9.5%	209	35.6%
	貝塚1丁目	827	77	9.3%	289	34.9%
	貝塚2丁目	1,935	301	15.6%	286	14.8%
	貝塚町	3,609	444	12.3%	633	17.5%
	加曽利町	6,436	747	11.6%	1,687	26.2%
	北大宮台	1,423	114	8.0%	530	37.2%
	桜木町	3	0	0.0%	0	0.0%
	桜木1丁目	847	88	10.4%	277	32.7%
	桜木2丁目	2,036	382	18.8%	382	18.8%
	桜木3丁目	2,361	334	14.1%	413	17.5%
	桜木4丁目	1,264	230	18.2%	211	16.7%
	桜木5丁目	1,430	186	13.0%	175	12.2%
	桜木6丁目	1,642	190	11.6%	331	20.2%
	桜木7丁目	1,247	164	13.2%	251	20.1%
	桜木8丁目	1,552	269	17.3%	197	12.7%
	桜木北1丁目	1,342	160	11.9%	399	29.7%
	桜木北2丁目	1,380	159	11.5%	314	22.8%
	桜木北3丁目	2,658	365	13.7%	492	18.5%
	高品町	4,500	603	13.4%	651	14.5%
計	45,165	5,500	12.2%	10,843	24.0%	

都賀・若松・結みつわ台地区部会	愛生町	1,820	233	12.8%	404	22.2%
	都賀1丁目	1,001	165	16.5%	207	20.7%
	都賀2丁目	1,577	206	13.1%	350	22.2%
	都賀3丁目	1,458	167	11.5%	192	13.2%
	都賀4丁目	878	116	13.2%	163	18.6%
	都賀5丁目	1,296	127	9.8%	295	22.8%
	都賀の台1丁目	1,175	101	8.6%	519	44.2%
	都賀の台2丁目	695	47	6.8%	293	42.2%
	都賀の台3丁目	547	47	8.6%	189	34.6%
	都賀の台4丁目	1,006	81	8.1%	432	42.9%
	殿台町	931	141	15.1%	126	13.5%
	西都賀1丁目	1,611	253	15.7%	200	12.4%
	西都賀2丁目	1,446	183	12.7%	204	14.1%
	西都賀3丁目	1,166	87	7.5%	252	21.6%
	西都賀4丁目	1,054	107	10.2%	219	20.8%
	西都賀5丁目	1,386	140	10.1%	426	30.7%
	野呂町	1,798	154	8.6%	649	36.1%
	原町	2,321	460	19.8%	213	9.2%
	東寺山町	4,818	978	20.3%	543	11.3%
	みつわ台1丁目	1,577	320	20.3%	209	13.3%
	みつわ台2丁目	3,241	511	15.8%	609	18.8%
	みつわ台3丁目	3,784	394	10.4%	929	24.6%
	みつわ台4丁目	1,749	191	10.9%	399	22.8%
	みつわ台5丁目	4,285	539	12.6%	952	22.2%
	源町	1,786	359	20.1%	251	14.1%
	若松町	14,101	2,318	16.4%	2,252	16.0%
	若松台1丁目	385	41	10.6%	113	29.4%
	若松台2丁目	867	60	6.9%	293	33.8%
	若松台3丁目	1,922	186	9.7%	632	32.9%
計	61,681	8,712	14.1%	12,515	20.3%	
坂月・更科・白井地区部会	五十土町	35	1	2.9%	10	28.6%
	和泉町	262	8	3.1%	88	33.6%
	大井戸町	152	12	7.9%	48	31.6%
	大草町	688	56	8.1%	191	27.8%
	太田町	93	12	12.9%	27	29.0%
	大広町	118	8	6.8%	65	55.1%
	小間子町	361	19	5.3%	137	38.0%
	金親町	644	47	7.3%	160	24.8%
	上泉町	284	20	7.0%	73	25.7%
	川井町	320	18	5.6%	104	32.5%
	北谷津町	122	5	4.1%	44	36.1%
	古泉町	195	12	6.2%	54	27.7%
	御殿町	277	32	11.6%	68	24.5%
	坂月町	505	58	11.5%	123	24.4%
	更科町	378	34	9.0%	145	38.4%
	佐和町	151	17	11.3%	50	33.1%
	下泉町	268	28	10.4%	93	34.7%
	下田町	435	59	13.6%	81	18.6%
	高根町	1,486	133	9.0%	451	30.3%
	多部田町	1,752	120	6.8%	671	38.3%
	巨谷町	94	9	9.6%	25	26.6%
	富田町	366	32	8.7%	113	30.9%
	中田町	2,026	158	7.8%	648	32.0%
中野町	1,267	86	6.8%	477	37.6%	
谷当町	152	12	7.9%	45	29.6%	
計	12,431	996	8.0%	3,991	32.1%	

2 若葉区内の主な福祉関連施設等一覧

(※ 平成22年度版 高齢者保健福祉のあらましを基に掲載)

小倉・御成台、千城台西北・千城台東南金親地区部会

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	千葉市和陽園	千城台南4-13-1
		小倉町いずみ苑	小倉町1325-1
	養護老人ホーム	千葉市和陽園	千城台南4-13-1
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループ ホーム)	アット・ホームケア千城台	千城台東2-20-1
		グループホーム ノーマライ心の花	千城台北1-29-7
		ひよりの里	小倉町875-9
		グループホーム おもとの郷御成台	御成台3-2
		愛の家グループホーム千葉小倉	小倉町1802-15
	デイサービス施設	財団法人柏戸記念財団 柏戸デイサービスセンター	小倉台4-18-3
	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションかがやき	小倉台2-12-3
有料老人ホーム	オアソ桜木	小倉町1763-13	
介護福祉士養成施設	植草学園短期大学 専攻科介護福祉専攻	小倉町1639-3	
障がい者	心身障害者ワークホーム	しあわせの家	小倉台5-6-6
		やまびこ	小倉台6-1159-26
		悠々	千城台西1-4-7
児童	保育所	小倉台保育所	小倉台4-18-2
		千城台西保育所	千城台西3-8-1
		千城台東第一保育所	千城台東2-8-1
		千城台東第二保育所	千城台東4-33-1
	幼稚園	泉	小倉台3-11-1
		のぞみ	千城台西1-31-1
		千城台南	千城台南2-8-4
		千城東	千城台東3-14-13
		へいわ	千城台東1-6-2
	乳幼児健康支援一時預かり	清水小児科病児保育室 「かごめかごめ」	千城台東3-31-2
子育てリラックス館	千城台・子育てリラックス館	千城台北1-29-9 プラスパビル1階A室	

区分	施設の種類	施設の名称	住所
児童	小学校	小倉小学校	小倉台5-1-1
		千城台旭小学校	千城台東3-18-1
		千城台北小学校	千城台北1-4-1
		千城台西小学校	千城台西2-21-1
		千城台東小学校	千城台東1-15-1
		千城台南小学校	千城台南1-19-1
	子どもルーム	小倉小学校	小倉台5-1-1
		千城台旭小学校	千城台東3-18-1
		千城台北小学校	千城台北1-4-1
		千城台西小学校	千城台西2-21-1
		千城台東小学校	千城台東1-15-1
		千城台南	千城台南2-3-27
	中学校	千城台西中学校	千城台西2-20-1
		千城台南中学校	千城台南1-20-1
	青少年相談	青少年補導センター東分室	千城台西2-1-1 千城台市民センター2階
	保育士養成施設	植草学園短期大学 福祉学科 児童障害福祉専攻	小倉町1639-3
その他	コミュニティーセンター	千城台コミュニティーセンター	千城台西2-1-1
	公民館	千城台公民館	千城台西2-1-1

貝塚・桜木・加曽利・大宮地区部会

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	サンライズピラ	大宮町2107
		菜の花園	大宮町1621
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	秀眉園	加曽利町1803-1
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	グループホーム 木もれ陽	大宮町3099-1
		あんしんケアホーム若葉	大宮町3094-2
	デイサービス施設	飯倉整骨院デイサービスすずかけ	大宮台7-12-2
		シャローム若葉	桜木5-15-1
		デイサービスセンターサンライズピラ	大宮町2107
		デイサービスセンター・メロディー	貝塚町403-5
		デイサービスわらって	加曽利町964-21
	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション加曽利	加曽利1835-1
	地域包括支援センター (千葉市あんしんケアセンター)	シャローム若葉	貝塚2-21-9
		ちば美香苑	大宮台2-1-2-102
	高齢者スポーツ広場	高品高齢者スポーツ広場	高品町371-1
老人福祉センター	大宮いきいきセンター	大宮台7-8-1 (大宮小学校内)	
	都賀いきいきセンター	都賀4-20-1 (都賀コミュニティセンター内)	
障がい者	重症心身障害児施設	千葉市桜木園	桜木8-31-15
	知的障害児通園施設	心身障害児総合通園センター (千葉市大宮学園ひまわりルーム)	大宮町3816-1
	肢体不自由児通園施設	心身障害児総合通園センター (千葉市大宮学園たけのこルーム)	大宮町3816-1
	障害福祉サービス事業所	桜ヶ丘晴山苑	加曽利町1536
		桜木	桜木8-2
	知的障害者生活ホーム	働く仲間の家	都賀5丁目
		サンライズ千葉	都賀5丁目
	生活介護(デイサービス)	桜ヶ丘晴山苑	加曽利町1536
	特別支援学校	千葉市立養護学校	大宮町1074
		県立桜が丘養護学校	加曽利町1538

区分	施設の種類	施設の名称	住所
児童	保育所	大宮台保育所	大宮台7-8-2
		桜木保育所	桜木1-40-1
	幼稚園	大宮	大宮台6-10-3
		加曽利	加曽利町953-3
		千葉文化	桜木4-16-38
		みのり	貝塚町1200-4
	小学校	大宮小学校	大宮台7-8-1
		大宮台小学校	大宮町2082
		北貝塚小学校	貝塚町1093
		桜木小学校	桜木3-26-1
		千城小学校	大宮町2655
	子どもルーム	大宮小学校	大宮台7-8-1
		加曽利	加曽利町1032-37
		桜木	桜木1-39-1
	中学校	大宮中学校	大宮町2077
		貝塚中学校	貝塚1-7-1
加曽利中学校		加曽利町961-5	
乳児院	千葉県乳児院	加曽利町1536	
その他	公民館	大宮公民館	大宮町3221-2
		加曽利公民館	加曽利町892-6
		桜木公民館	桜木3-17-29

都賀、若松、結・みつわ台地区部会

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	セイワ若松	若松町792-1
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	若松ケアセンター	若松町2121
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループ ホーム)	アット・ホームケア若松	若松町529
		グループホームつどい「黒子家」	源町563-5
		ニチイのほほえみ都賀	都賀4-10-18
		ちば若葉グループホーム春の風	若松町531-642
		グループホームわかばの家	東寺山町399-1
		グループホーム ひだまりの家	東寺山町1067-9
		シャローム若葉グループホーム 虹の家	若松町2170-8
		グループホーム みつわ台桜レジデンス	みつわ台1-1-4
	ケアハウス	サニー秋桜	東寺山町2-6
		若葉園	都賀2-13-1
	デイサービス施設	セイワ若松デイサービスセンター	若松町792-1
		シャローム若葉	若松町2170-8
		デイサービスセンター若葉	都賀2-13-1
		ひだまりの家デイサービス	東寺山町1067-1
	在宅介護支援センター	セイワ若松在宅介護支援センター	若松町792-1
養護老人ホーム	清和園	若松町792-1	
障がい者	知的障害者通所授産施設	まあるい広場	東寺山町663-8
	知的障害者共同生活援助 (グループホーム)	シャムハウス	みつわ台4-7-10
	知的障害者共同生活介護 (ケアホーム)	シャムハウス	みつわ台4-7-10
	知的障害者生活ホーム	ホープヒル	みつわ台2丁目
児童	保育所	旭ヶ丘保育園	都賀1-1-1
		すすらん保育園	若松町2106-3
		たいよう保育園	みつわ台3-12-1
		都賀の台保育所	都賀の台3-6-1
		みつわ台保育園	みつわ台5-8-8
		若竹保育園	若松町331
		キッズマーム保育園	西都賀3-17-7
		千葉聖心保育園	若松町531-197

区分	施設の種類	施設の名称	住所
児童	地域子育て支援センター	みつわ台保育園	みつわ台5-8-8
	幼稚園	千葉聖心	みつわ台3-6
		都賀の台	都賀の台4-26-15
		まこと東	みつわ台2-22-3
		みつわ台	みつわ台4-23-5
		若松台	若松町401
	小学校	都賀の台小学校	都賀の台2-13-1
		みつわ台南小学校	みつわ台1-17-1
		みつわ台北小学校	みつわ台3-5-1
		源小学校	源町541-6
		若松小学校	若松町360-1
		若松台小学校	若松台2-25-1
	子どもルーム	都賀の台小学校	都賀の台2-13-1
		みつわ台南小学校	みつわ台1-17-1
		みつわ台北小学校	みつわ台3-5-1
		源	みつわ台5-19-8
		若松小学校	若松町360-1
	中学校	山王中学校	若松町774
		みつわ台中学校	みつわ台2-41-1
		若松中学校	若松町2106-2
母子生活支援施設	旭ヶ丘母子ホーム	都賀1-1-2	
その他	公民館	みつわ台公民館	みつわ台3-12-17
		若松公民館	若松町2117-2
	コミュニティセンター	都賀コミュニティセンター	都賀4-20-1

坂月・更科・白井地区部会

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	いずみ苑	中田町1044-55
		恵光園	大広町252-4
		更科ホーム	更科町2593-2
		昌晴園	野呂町736-1
		清和園	多部田町1468
		ちば美香苑	佐和町322-88
		中野園	中野町2148-6
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	はつらつリハビリセンター	小間子町3-132
		いずみ苑リハビリケアセンター	高根町964-49
	軽費老人ホーム	はつらつの里	小間子町4-6
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	グループホーム宮田	中田町1041-1
		グループホーム緑彩苑	中野町1872
		グループホーム 佐和の杜	佐和町322-88
		グループホーム 星の里	野呂町738-2
		グループホーム 中野	中野町66-5
		グループホーム ゆるいの里	中田町2348-1
		グループホーム 月の里	中野町727-1
		グループホーム さくらんぼ	野呂町1793-355
		グループホーム ノーマライ心の花御成	下田町1263-56
	ケアハウス	いずみ苑	中田町1044-55
		恵光園	大広町252-4
	デイサービス施設	いずみ苑デイサービスセンター	中田町1044-55
		昌晴園デイサービスセンター	野呂町736-1
		ちば美香苑デイサービスセンター	佐和町322-88
		デイサービスセンター恵光園	大広町252-4
		デイサービスセンター清和園	多部田町1468
		デイサービスセンターさらしな	更科町2593-2
		中野園デイサービスセンター	中野町2148-6
	訪問看護ステーション	わかば訪問看護センター	高根町979-1
	いきいきプラザ	千葉市若葉いきいきプラザ	北谷津町333-2
介護療養型医療施設	総泉病院	更科町2592	

区分	施設の種類	施設の名称	住所
障がい者	身体障害者生活介護 (デイサービス)	若葉泉の里 生活介護事業所	野呂町1791-3
	身体障害者療養施設	若葉泉の里	野呂町1791-3
	知的障害者更生施設	中野学園	中野町1574-31
		たかね園	高根町710
	知的障害者通所授産施設	あさひの丘	古泉町132-11
	知的障害者授産施設	千葉光の村授産園	小間子町1-8
	障害福祉サービス事業所	もくまお	多部田町759-52
		アクティなかの	中野町1574-31
	共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム泉の里	野呂町587-3
	共同生活介護 (ケアホーム)	グループホーム泉の里	野呂町587-3
		ハイム中野	中野町1574-31
		びいどろ	高根町726-2
児童	保育所	坂月保育所	坂月町294-1
		更科保育所	更科町2073-27
		多部田保育所	多部田町754-39
		野呂保育所	野呂町622
	幼稚園	やまびこ	高根町898-2
	小学校	坂月小学校	坂月町298
		更科小学校	更科町2073
		白井小学校	野呂町215
	子どもルーム	坂月小学校	坂月町294-1
		白井小学校	野呂町215
	中学校	更科中学校	更科町2112
		白井中学校	野呂町623
	その他	公民館	更科公民館
白井公民館			野呂町622-10

3 委員名簿

平成18年度 若葉区地域福祉推進協議会 名簿

敬称略 50音順

NO	氏名	所属団体等
1	浅川 喜代恵	千葉市社会福祉協議会若松地区部会
2	東 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会
3	○ 安達 満夫	若葉区町内自治会連絡協議会
4	有賀 久美子	千葉市社会福祉協議会加曽利地区部会
5	池野 貢生	下総精神医療センター家族会(たけのこ会)
6	石川 茂	公募(千葉市民生員・児童委員協議会)
7	岩谷 佐智子	公募(医療法人心和会 ケアコーディネーター)
8	大嶋 昭	公募
9	大野 岳人	特別養護老人ホームセイワ若松
10	小川 善之	若葉区町内自治会連絡協議会
11	○ 奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
12	奥田 ハツエ	公募
13	金子 幸允	公募
14	雲村 栄夫	公募
15	古賀 英政	公募
16	須藤 哲	知的障害者援護施設「中野学園」
17	砂長谷 和子	デイサービスシャローム若葉
18	高梨 正明	知的障害者生活ホーム働く仲間の家
19	高島 保夫	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
20	田代 千萬	千葉市社会福祉協議会貝塚地区部会
21	田沼 淳子	公募
22	手塚 英之進	公募
23	長久保 正人	公募
24	中村 實	千葉市民生員・児童委員協議会
25	萩野 總子	千葉市民生員・児童委員協議会
26	長谷部 健二	養護老人ホーム清和園
27	◎ 花島 治彦	旭ヶ丘母子ホーム
28	藤森 清彦	千葉市老人クラブ連合会
29	真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会
30	三浦 康弘	若葉区町内自治会連絡協議会
31	藪 順光	公募
32	矢部 正規	公募(千葉市民生委員・児童委員協議会)
33	山田 直也	若葉区町内自治会連絡協議会

◎は委員長、○は副委員長

平成19年度 若葉区地域福祉推進協議会 名簿

敬称略 50音順

NO	氏名	所属団体等
1	相田 泰義	特別養護老人ホーム「ちば美香苑」
2	東 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会
3	有賀 久美子	社会福祉協議会加曽利地区部会
4	池野 貢生	下総精神医療センター家族会
5	石川 茂	公募(千葉市民生員・児童委員協議会)
6	尾出 清美	身体障害者療護施設若葉泉の里
7	○ 大嶋 昭	公募
8	大島 赳	若葉区町内自治会連絡協議会
9	奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
10	奥田 ハツエ	公募
11	金子 幸允	公募
12	雲村 栄夫	公募
13	古賀 英政	公募
14	櫻田 尚榮	若葉区町内自治会連絡協議会
15	鈴木 登	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
16	須藤 哲	知的障害者援護施設中野学園
17	砂長谷 和子	デイサービスシャローム若葉
18	武 孝夫	若葉区町内自治会連絡協議会
19	田代 千萬	千葉市社会福祉協議会員塚地区部会
20	○ 田沼 淳子	公募
21	手塚 英之進	公募
22	長久保 正人	公募(有限会社青い鳥コーポレーション)
23	中川 繁次	千葉市社会福祉協議会千城台西・北地区部会
24	中村 敬太郎	特別養護老人ホーム恵光園
25	中村 實	千葉市民生員・児童委員協議会
26	萩野 總子	千葉市民生員・児童委員協議会
27	◎ 花島 治彦	旭ヶ丘母子ホーム
28	藤森 清彦	千葉市老人クラブ連合会
29	真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会
30	三浦 康弘	若葉区町内自治会連絡協議会(第2回目より)
31	藪 順光	公募
32	矢部 正規	公募(千葉市民生委員・児童委員協議会)
33	山田 直也	若葉区町内自治会連絡協議会

◎は委員長、○は副委員長

平成20年度 若葉区地域福祉推進協議会委員 名簿

敬称略 50音順

No	氏名	所属団体等
1	相田 泰義	特別養護老人ホーム「ちば美香苑」
2	東 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会
3	有賀 久美子	千葉市社会福祉協議会 加曾利地区部会
4	池野 貢生	下総精神医療センター家族会(たけのこ会)
5	石川 茂	公募(千葉市民生委員・児童委員協議会)
6	尾出 清美	身体障害者療護施設泉の里
7	大嶋 昭	公募
8	大島 赴	若葉区町内自治会連絡協議会
9	岡安 清	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
10	奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会 小倉地区部会
11	○ 奥田 ハツエ	公募
12	金子 幸允	公募
13	金谷 貞夫	公募
14	雲村 栄夫	公募
15	佐川 君枝	若葉区民生児童委員協議会
16	佐久間 英世	公募
17	櫻田 尚榮	若葉区町内自治会連絡協議会
18	鈴木 登	千葉市社会福祉協議会 大宮地区部会
19	砂長谷 和子	デイサービスシャローム若葉
20	高梨 和明	千葉市社会福祉協議会 坂月地区部会
21	◎ 武 孝夫	若葉区町内自治会連絡協議会
22	田代 千萬	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
23	田沼 淳子	公募
24	中村 敬太郎	特別養護老人ホーム 恵光園
25	○ 花島 治彦	(社福)新栄会・自立支援センター
26	藤森 清彦	若葉区老人クラブ連合会
27	古内 弘	若葉区町内自治会連絡協議会
28	松島 弘美	若葉区民生児童委員協議会
29	真鍋 信枝	若葉区民生児童委員協議会
30	真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会
31	水出 修一	千葉市社会福祉協議会 御成台、千城台西・北地区部会
32	柳原 和平	若葉区民生児童委員協議会
33	藪 順光	公募
34	山内 興明	若葉区民生児童委員協議会
35	山田 直也	若葉区町内自治会連絡協議会
36	和田 真一	知的障害者援護施設「中野学園」

◎は委員長、○は副委員長

平成21年度 若葉区地域福祉推進協議会委員 名簿

敬称略 50音順

No	氏名	所属団体等
1	相田 泰義	特別養護老人ホーム「ちば美香苑」
2	東 茂昭	千葉市ボランティア連絡協議会
3	有賀 久美子	千葉市社会福祉協議会 加曾利地区部会
4	池野 貢生	若葉区精神障害者家族会
5	石川 茂	若葉区民生児童委員協議会
6	稲見 安俊	千葉市社会福祉協議会 千城台東南・金親地区部会
7	尾出 清美	身体障害者療護施設「若葉泉の里」
8	大嶋 昭	公募
9	大島 赳	若葉区町内自治会連絡協議会
10	奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会 小倉地区部会
11	○ 奥田 ハツエ	公募
12	金子 幸允	公募
13	金谷 貞夫	公募
14	雲村 栄夫	公募
15	佐川 君枝	若葉区民生児童委員協議会
16	佐久間 英世	公募
17	櫻田 尚榮	若葉区町内自治会連絡協議会
18	佐々木 義憲	千葉市社会福祉協議会 白井地区部会
19	鈴木 登	千葉市社会福祉協議会 大宮地区部会
20	砂長谷 和子	デイサービス「シャローム若葉」
21	◎ 武 孝夫	若葉区町内自治会連絡協議会
22	田代 千萬	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
23	田沼 淳子	公募
24	中村 敬太郎	特別養護老人ホーム「恵光園」
25	○ 花島 治彦	社会福祉法人 新栄会
26	藤森 清彦	若葉区老人クラブ連合会
27	古内 弘	若葉区町内自治会連絡協議会
28	松島 弘美	若葉区民生児童委員協議会
29	真鍋 信枝	若葉区民生児童委員協議会
30	真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会
31	水出 修一	千葉市社会福祉協議会 御成台、千城台西・北地区部会
32	柳原 和平	若葉区民生児童委員協議会
33	藪 順光	公募
34	山内 興明	若葉区民生児童委員協議会
35	山田 直也	若葉区町内自治会連絡協議会
36	和田 真一	知的障害者更生施設「中野学園」

◎は委員長、○は副委員長

平成22年 度若葉区地域福祉推進協議会委員 名簿

敬称略 50音順

No	氏名	所属団体等
1	相田 泰義	特別養護老人ホーム「ちば美香苑」
2	有賀 久美子	千葉市社会福祉協議会 加曽利地区部会
3	池野 貢生	若葉区精神障害者家族会
4	石川 茂	千葉市社会福祉協議会 白井地区部会
5	○ 猪野 寛	千葉市社会福祉協議会 更科地区部会
6	尾出 清美	身体障害者療護施設「若葉泉の里」
7	○ 大嶋 昭	公募
8	大島 赳	若葉区町内自治会連絡協議会
9	奥井 康雄	千葉市社会福祉協議会 小倉地区部会
10	奥田 ハツエ	公募
11	香取 昭八	千葉市社会福祉協議会 坂月地区部会
12	金子 幸允	公募
13	金谷 貞夫	公募
14	雲村 栄夫	公募
15	小出 岩男	千葉市社会福祉協議会 桜木地区部会
16	鈴木 登	千葉市社会福祉協議会 大宮地区部会
17	◎ 武 孝夫	若葉区町内自治会連絡協議会
18	田沼 淳子	公募
19	寺牛 良子	千葉市あんしんケアセンター「シャローム若葉」
20	中村 敬太郎	特別養護老人ホーム「恵光園」
21	野澤 勇	千葉市社会福祉協議会 御成台、千城台西・北地区部会
22	野村 啓二	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
23	花島 治彦	社会福祉法人「新栄会」
24	藤森 清彦	若葉区老人クラブ連合会
25	古内 弘	若葉区町内自治会連絡協議会
26	松島 弘美	若葉区民生児童委員協議会
27	真鍋 信枝	若葉区民生児童委員協議会
28	真野 良子	千葉市ボランティア連絡協議会
29	柳原 和平	若葉区民生児童委員協議会
30	藪 順光	公募
31	山内 興明	若葉区民生児童委員協議会
32	横山 信義	千葉市社会福祉協議会 千城台東南・金親地区部会
33	和田 真一	知的障害者援護施設「中野学園」

◎は委員長、○は副委員長

4 若葉区地域福祉計画推進協議会 議題一覧

平成18年度

第1回区地域福祉計画推進協議会	1) 委員長・副委員長の選任について
	2) 会議の公開について
	3) 地域福祉パイロット事業について
	4) 今後のスケジュールについて
第2回区地域福祉計画推進協議会	1) 社会福祉協議会活動について
	2) 地域福祉パイロット事業について
	3) 推進協議会のあり方について
	4) 広報紙について
第3回区地域福祉計画推進協議会	1) 地域福祉活動状況の報告について
	ア「おげんきくらぶ」の活動と千葉市あんしんケアセンターについて
	イ 自治会活動について
	2) 地域福祉パイロット事業について
第4回区地域福祉計画推進協議会	1) 地域福祉活動状況について
	2) パイロット事業追加申請及び活動報告について
	3) 平成18年度及び平成19年度の活動について

平成19年度

第1回区地域福祉計画推進協議会	1) 委員長・副委員長の選任について
	2) 会議の公開について
	3) 地域福祉パイロット事業について
	4) 地域福祉活動事例集の作成について
	5) 広報委員の選任について
	6) 今年度の開催日程について
第2回区地域福祉計画推進協議会	1) 社会福祉協議会加曽利地区部会の活動状況の発表・情報交換
	2) 地域福祉活動事例集の作成について
	3) 平成19年度パイロット事業について
第3回区地域福祉計画推進協議会	1) 千城台東町自治会「長寿社会の安心システム」への取り組みの発表
	2) 平成19年度パイロット事業について
	3) 千葉市地域福祉計画の進捗状況の報告

平成20年度

第1回区地域福祉計画推進協議会	1) 会議の公開について
	2) 委員長・副委員長の選任について
	3) 本年度の地域福祉推進に係る展開について (地域福祉推進モデル事業ほか)
	4) 19年度地域福祉パイロット事業の報告について
	5) 今後のスケジュールについて
第2回区地域福祉計画推進協議会	1) 副委員長の選任について
	2) 千葉市地域福祉計画推進協議会の設置について
	3) 千葉市地域福祉推進モデル事業について
	4) 若葉区地域福祉計画の進捗状況の把握について
	5) 地域福祉の実践例の紹介等について
	① 貝塚北部自治会「福祉を考える会」 ② 高齢者福祉施設「シャローム若葉」
第3回区地域福祉計画推進協議会	1) 千葉市地域福祉計画推進協議会について
	2) 社会福祉協議会の活動内容について
	3) 諸団体への区地域福祉計画推進協議会の活動報告について
第4回区地域福祉計画推進協議会	1) 地域福祉の実践例の紹介について
	2) 地域福祉の活動内容の報告について
	3) 若葉区地域福祉計画の推進状況について

平成21年度

第1回区地域福祉計画推進協議会	1) 委員長・副委員長の選任について
	2) 第3回千葉市地域福祉計画推進協議会の報告等
	3) 区地域福祉計画の進捗状況と見直しについて
区地域福祉計画推進協議会臨時会	若葉区地域福祉計画推進協議会の今後の進め方について
	(1) 区地域福祉計画の見直しについて (2) 区地域福祉計画の今後の進め方について
第2回区地域福祉計画推進協議会	1) 若葉区地域福祉計画推進協議会臨時会の報告について
	2) 若葉区地域福祉計画の見直しについて (2班に分かれてグループ討議)
	A班: 3F 健康増進室 B班: 4F ボランティア活動室1
第3回区地域福祉計画推進協議会	1) 千葉市地域福祉計画推進協議会の報告について
	2) 若葉区地域福祉計画の見直しの中間報告について
	3) 若葉区地域福祉計画の見直しについて (2班に分かれてグループ討議)
A班: 3F 健康増進室 B班: 4F ボランティア活動室1	
区地域福祉計画推進協議会臨時会	1) 「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してについて
	2) 区地域福祉計画の見直しについて (2班に分かれてグループ討議)
	A班: 3F 健康増進室 B班: 4F ボランティア活動室1

5 若葉区地域福祉計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若葉区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する若葉区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他若葉保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、若葉保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、若葉保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第2期若葉区地域福祉計画

発行 平成23年3月
編集・発行 若葉保健福祉センター 高齢障害支援課
〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1
電話 043-233-8558
FAX 043-233-8251
電子メール koreishogai.WAK@city.chiba.lg.jp

○ 表紙・文中のイラストは地区フォーラム委員永原さんの提供によるものです。

